

平成26年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1.開 会 平成26年6月11日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1.開 議 平成26年6月11日 9時31分

1.閉 議 平成26年6月11日 16時59分

1.散 会 平成26年6月11日 16時59分

1.議員定数 14名

1.応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1.出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
			6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 1名

5番 堀 匠

1.職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 田中 健介

1.地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副町長 林 一勝
教育長 鈴木 勇 会計管理者 大谷 博美
富田事務所長

兼農林水産課長	瀬見幸男	日置川事務所長	青山茂樹
総務課長	田井郁也	税務課長	高田義広
民生課長	中村貴子	住民保健課長	三栖健次
生活環境課長	坂本規生	観光課長	古守繁行
建設課長	笠中康弘	上下水道課長	堀本栄一
国体推進課長	廣畑康雄	消防長	古川泰造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇孝男	地籍調査室長	中本敏也
総務課副課長	榎本崇広	農林水産課副課長	清水寿重

1.議事日程

日程第1 一般質問

1.会議に付した事件

日程第1

1.会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成26年第2回定例会3日目を開催いたします。

開議に先立ちまして諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は13名であります。5番 堀議員から欠席の届け出があります。

本日は一般質問5名を予定しております。

本日、農林水産課清水副課長の出席を許可しております。

本日までに提出のあった陳情書をお手元に配付しております。取り扱いについて、議会運営委員会でご協議いただきました結果、配付にとどめるということになりましたので、ご了承をお願いいたします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

本日は暑いので、上着を脱いでいただいて結構かと思います。

これより、本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

1 1 番、古久保君の一般質問を許可します。

古久保君の質問は一問一答形式です。

1 1 番、古久保君のまず1点は、町長の政治姿勢と行政課題についての質問を許可します。

1 1 番 古久保君（登壇）

○1 1 番

今、議長からご紹介いただきました町長の政治姿勢と行政課題でございますが、その中で内訳として質問の要旨ですけれども、まず1番目に白浜清掃センターについて、それから2番目に、しらとり鶏肉加工共同作業所について、それから3番目、湯崎漁港整備と漁業振興施設建設工事について、4番目、はまゆう病院不祥事について、5番目、下水道つなぎ込み啓発について、6番目、自衛隊米軍救助訓練について、7番目、北富田小学校建築についてと。こういう7点について、1時間半、できたら全うしたいなと思っておりますので、むだな時間は使いたくないので早速始めさせていただきます。

私も一応、この壇に立たせていただくのは20年ぶりでございます。感無量でございます。これも町民の皆様方のおかげと、こういう場を与えていただきましたのは、ご支持いただいた町民の皆さん方のおかげだと感謝しております。そのために、私はこの4年間、一生懸命議員として、職員の皆様方と白浜町がよくなってほしいという思いを、皆様方と一緒に分かち合いながら、私の至らぬところ、それから行政の至らぬところ、お互いに指摘し合いながら4年間頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方のご協力よろしくお願ひしたいと思います。

まず、白浜清掃センターにつきまして、ちょっと文書を読ませていただきますので、願ひいたします。

清掃センターに関する取り組みは、古くは昭和60年、新空港建設要望活動が展開されることにより始まりました。その後、先人の皆様方のなみなみなならぬ努力のおかげと、施設設置区であります保呂区、内ノ川区の町民の生活や、300万人余りの観光客には欠かすことのできない重要な施設であるという温かいご理解によって、また近隣の平区、庄川区の仲立ちにより、中間処理施設と斎場の2点を受け入れていただいたのが平成5年6月24日、協定書締結に至るまでの大まかな経過でございます。そして、平成7年4月1日、稼働して現在に至っております。そして、この15年前に交わされました受け入れ地区との協定書、15年前の協定書があります。この協定書の中身も、少し抜粋して読ませていただきます。

ごみ処理施設、斎場に関する協定書。白浜町甲、保呂区と内ノ川区を乙、地域の生活環境を保全し住民の健康を保護するため、甲が白浜町保呂地内に建設するごみ処理施設と斎場の公害防止について、次のとおり協定を締結する。基本姿勢として、甲と乙は、施設の建設・管理に当たって、地区住民の健康を保護し、生活環境を保全するため、関係法令書を遵守することはもちろん、公害発生の未然防止について、相互協議し実施すると。

今、第1条でございましたけれども、第2条、設置施設、甲が設置する施設は、ごみ処理施

設と斎場ということになっております。

まだ、3条、4条、5条とありますけども、大切なところだけ読ませてもらいます。

第6条の中にゴミ処理施設の使用期間、ゴミ処理施設の使用期間は運転開始から15年とする。ただし、使用期間の変更の必要のあるときは、甲、乙協議の上、乙の同意により延期することができる。乙というのは、保呂区と内ノ川区。

そういうことで、平成7年4月1日、それから平成22年の3月31日までの15年間ということになっております。この中には、公害についてとか、第8条は、ゴミ処理施設の排出ガス及び騒音の排出基準は別途に定めるということで、公害についてもなされております。それから、12条には斎場の使用期間という項目もあります。斎場の使用期間は、運転開始から35年ということでございます。まだ、この協定書が生きているんです。これだけは、斎場については、この協定書ですっていつてるんです。

それから、調査及び報告というところでは、甲はゴミ焼却施設の排出ガス、排出ダクト沿道において、常時測定するものとする。測定結果は乙の求めに応じ、公表するものとする。それから、15条。甲はゴミ焼却施設周辺の大気測定を、乙に報告しなければならない。こういう項目もあります。

それから最終的には、運転開始の協議として、乙と協議し、協議が整った上で運転を開始するというので、締めくくられて、その中にはいろいろあります。立ち入り調査とか、苦情処理、環境の整備、施設の変更、被害の補償。この被害の補償の中には、周辺住民の健康、財産、生活環境、農作物に被害を与えたときは、甲は誠意を持って補償するものとするという、こういう項目があります。それが、平成5年6月24日、甲、白浜町長、真鍋清兵衛さん、それから乙は保呂区長、山本明さん、内ノ川区長、高垣章さんという形で協定が結ばれております。

この協定に基づいて、今度はこの中に公害防止協定というのがあります。ここにも、公害防止協定というものの、これも結ばれております。これには、いろいろと公害が起こったときには、乙に対してきちっと対応しなさいよという文面があります。目的として、甲の設置する衛生施設の操業による乙の所属する住民の生命と健康に対する被害の発生を未然に防止するためのという、こういう目的の中で、公害防止のいろんな協定がされております。今まで、こういう書類を読ませていただきました。

この中で、まず町長さんにお聞きします。この協定、今なお、正常に生かされていますか。公害防止協定において、それから協定書において、これは正常であると、町長は踏まえておられますか。お聞きしたい。

○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、古久保議員から白浜町清掃センターに関する協定書についてのご質問をいただきました。清掃センター建設当初から、保呂区と内ノ川区の関係、施設に対する今後の一体となった取り組みという両区の確認があつて、平成5年6月24日に、乙を保呂区及び内ノ川区として、ゴミ処理施設、斎場に関する協定書が締結されたところであります。

その協定に基づきまして、平成7年7月26日締結された公害防止協定書も同様でありま

す。そういう意味では、施設の使用期間の延長協議におきましても、町としましても、これまで誠心誠意取り組んでまいっておるところでございます。

しかしながら、現在、両区の連名による協定書になっていないのは事実であります。ここは、保呂区の1区との協定書になっているということで、内ノ川区さんからも、あるいは町民の皆様方からも、さまざまなお意見をいただいております。それは事実でありますし、私どもとしましても、町としてこれからどういうふうなことで、この協定書につきまして、皆様方のご理解を得られるかということ、これまでも考えてまいります。

現在もその中で、庁の中でも検討をしております。ですので、正常かどうかということにつきましては、もともとのこの両区との協定書につきましては、やはりその原点というのがございますので、それに向けてどういうことが必要なのかということ、これからも考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

この問題につきましては、歴代町長、3代にわたって今、いまだ乙という存在が認められておりません。まず、最初に立谷町政のときに発端しました。問題が起きました。町長の言葉から出た言葉です。それから、水本町長、そしてまた、井瀬町長におきましては、まるつきし状態のわからない新鮮な町長として、我々町民は、この問題についてはすぐ解決してもらえるんだという期待のもと、あなたは町長になられたんだと思います。

それがまだいまだ2年数カ月経っても、この乙の存在が解決できてない。これ、いろいろと、今の町長の答弁の中に検討とか、そういう言葉は遊んでおります。しかし、あなたの誠意というものが、地区の皆さんに伝わっておりますか。その辺が心配しております。時間がないので、余り言いたくはないんですけど、乙として、内ノ川区さん、保呂区さん、一緒になって協定を結ぶのが、これ正常な状態に戻るんだと思うんです。これが、まだ正常な状態でないと、私は踏んでいるのはそういうところであって、何ら問題はないと思うんです。保呂区の皆さん方は、もう既に、22年9月30日に単独で協定を結ばれております。覚書きもたくさんあります。約束ごとたくさんしています。

そして、内ノ川区さんにおきましては、23年2月27日に、臨時区民総会を開かれて15年延長を承認されております。区の方が承認されている。23年に。今から3年ほど前、町長になられるときだと思うんですけど。承認されているのに、いまだまだ乙として収まっていない。正式な協定書が結ばれていない。これには、町長の誠意が伝わってないということ、私は思っております。

そして、それを裏づける文書が広報白浜特別号というものが、これ、22年2月25日に発行されております。この中に文書、説明要旨より抜粋という形で出ています。間違いの指摘ができずに、区民の皆様にご不快な思いや不信感を与え、大変ご迷惑をおかけしました。現在、この問題が解決に至っていないのは、17年5月からの町の対応に原因があると認識してございます。心より反省し、深くお詫び申し上げます。

これ、皆様方の方からお詫びとして、区の方々に出している文書ですよ、これ。これ、書いていただけですか。ただ、ここに載せたいただけですか。これ、町民の方が読まれていると思うんですよ。だから、こういうことを約束して、いまだまだ解決できない。平成22年です、こ

れ。だから、その辺をもっとよく精査されて、検討じゃなしに積極的にお願いにあがると、私から言わせれば土下座してでも、2つの区にお願いにあがる。いろんな事情があっても、お願いにあがるという姿勢が大事だと思うんですよ。土下座という言葉は、私は好きでないですけども、それでも時と場合によっては、土下座するぐらいの覚悟で区民の皆様方に訴えなければ、ご理解いただけないと思いますよ。そして、一番迷惑しているのは、大人のけんかに、けんかという言葉を使ったら悪いということをご指摘されると思いますけども、これに影響されるのはだれですか。子供や孫ですよ。これから、20年、30年、40年生きていく子供たちに影響するんですよ。もう私は、あと10年も生きるかどうかわかりません。そのために、私は今これを主張している。町長の信念も最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

これまでも町といたしましては、保呂区との調印、あるいは内ノ川区さんとのいろいろな調印、単独調印とか、あるいは連名による合同での調印とか、いろんなことを模索してきました。しかしながら、町も当初の両区連名での協定書締結の意義、あるいは経過を押さえて、これまでも延長に伴う協定書につきましても両区連名でのものとなるよう、さまざまな取り組みを進めてまいりました。これは、もう事実としてございます。

しかしながら、なかなか保呂区さんとの調印に、今なっておるわけですがけれども、今後、町としては、その当時も同時調印を、決してあきらめていたわけではないというふうに押さえています。

そして、また議員の皆様ほかいろんな方々にも協力いただきながら取り組んでまいりましたけれども、現在に至っているのが現状であります。なかなか、私のこの2年間でも解決できていないというのが実情であります。

そんな中で、やはりこれからも、両区の協議が整っていく、あるいは何らかの形で、もう一度原点に戻る、これから努力は、私はやはり必要であろうというふうに思っております。これにつきましては、今現在も、私も中心になって職員とともに、そしてまた保呂区の皆さん、内ノ川区の皆さんの協議が整うように、原点に戻れるような取り組みを議会の皆様にもご協力いただきながら、これからしっかりと前を向いてやっていきたいというふうに思っております。過去の経緯はいろいろあります。これを、今、申し上げたらまた時間がかかりますので、あえて言いませんけれども、今後、やはり今までの経緯を押さえて、延長協議は終了しているという町のスタンスがございましたけれども、これがやはり両区のことを考えますと原点に戻って、これからの努力はしていかないといけないというふうに思っております。両区の関係が正常に戻るように、やはりここは町も反省すべきは反省すべきであります。そして、また、両区のいろんな感情的なもつれとか、いろいろなことがございますでしょうから、この辺もやはり両区がきちんと同じような、そういった協議の場が設定できるように、町が中に入ってでも、やはり議会の皆様のご協力もいただきながら、取り組んでまいります。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

最後に、この協定書、これ本当にもう早く、1日も早く正常に戻してほしい。それをお願いいたします。9月の議会までに結果が出なかったら、私、またこれだけに対して、質問させていただきます。その辺よろしくお願いします。

内ノ川区と保呂区のこの問題について、処理してください。

終わります。

○議 長

次のしらとり鶏肉加工共同作業場について、どうぞ。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

次、しらとり鶏肉加工共同作業場についてということで、質問させていただきます。

しらとり鶏肉加工共同作業場、これ、白浜町の備品、これは選挙前の全協でもありました。白浜町の備品台帳、あの共同作業場に納めている一部、我々町単で購入しました機械、それから、前農協ミートから受け入れた機械、これ全て合わせて白浜町の台帳に載っているのが67点、67品目があるんです。そのうち、町単購入、我々議会にかけて、また議会にかからなくても町単で購入した機器類が30点あります。これ、購入金額にすれば2億8,600万強です。それから、農協ミートより受け入れた和歌山フーズファクトリーに受け入れた、変わったときに、農協ミートから寄付されたというふうな機械が37点、1億2,595万という金額になります。これは、我々が町単で買った品物じゃないんです。

そのうち、これで総額4億1,200万ぐらいの金額になるんです。購入時の金額ですよ。だから、そういう4億1,200万の町台帳に載っている品物が、これは今、町長、だれの物なんですか。お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

当然、町有備品になりますので、町の物でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

町のものということは、町民の財産ですね。公有財産ですな。もう一度、お答えをお願いします。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

はい、そのとおりでございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

はい、ありがとうございます。

この台帳がございまして。そのうち、昭和63年3月に買った品物が、平成25年、去年の6月末に廃棄処分、老朽化による廃棄という形で処分されております。そして、その処分の

中で、25年6月に処分された物は、これ、町長決裁されております。この当時、副町長は小幡副町長、担当課の課長は正木課長、このお二方、今お亡くなりになっておられます。そして、今、答弁された現古守課長、それから係長、山中さん、そういう形で、今決裁がされております。この決裁において、町長、決裁されておりますけど、これは、町長単独に決裁して、廃棄処分していいものなんですか。それ、ちょっとお聞きします。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

はい。決裁をしているのは私でございますので、私の責任において決裁をしたということでございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、町長のお口から、私が決裁しましたということでございます。この決裁において、これは、議会の承認は要らないんですか。お願いします。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

議会の決裁は必要ではないと考えております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

議会の決裁が必要でない。これ、購入するときには、議会の承認いただいているんですよ。あなた、おられなかったと思いますけども。これ、1億近い機械もあるんです。このときには、議会で紛糾したんです。それだけの品物が、議会の承認が要らないと、そういう答えで大丈夫ですか。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

議会の議決事項といたしましては、物品の購入で700万以上の物品、こういったものは購入のとき、当然議会議決が必要ということになってございます。

それで、今回の場合につきましては、ほとんどの物が昭和63年、それから平成15年にフーズファクトリーから受け入れている物も当初からあったものというような中では、その財産価値というのは、非常にもう少ないものになっている。

それから、もう1つは、もう実際その時点で20年以上経っているものでございますので、使用のできないような状態になっているもの、そういったものにつきましては、特段、議会の議決を得ずに、こちらの町サイドの権限によって、破棄ができるということで理解してございます。

ただ、議員の言っていただく趣旨というのは理解できますので、当然、そのときに、何らかの説明をさせていただいておいたら、このいったことの誤解がなかったのかなとは思って

いますが、法律上はそういったことで、私どもは問題ないと理解してございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

法律上は大丈夫だということでご答弁いただきました。そしたら、この廃棄処分は、どなたにお願いしたんですか。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番外（観光課長）

こちらにつきましては、和歌山フーズファクトリーさんの方から、実際稼働のしないもの、こういったものにつきまして、ちょうどその当時に、それまでの生産、加工されていたものを、加工に切りかえたいと、そういったことで、非常に機械的にもじやまになったり、衛生上のものであるということで、これを廃棄したいというようなことがございました。

それで、フーズ社との覚書き等々の中では、そういった費用につきましては、基本的にはやはりフードファクトリー社の方で費用を負担して廃棄ということもございましたので、私どもの方は、そしたらフーズさんの方で処分を行っていただけますかというふうなことは申し上げて、フーズさんの方で廃棄をいただいたところでございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

これは、産業廃棄物になるんですね。粗大ごみじゃないですね。町の財産である産業廃棄物を和歌山フーズさんをお願いして処理した。これ、どういう処理の仕方をされたのか。鉄くずで処理をされたのか。それともリサイクルによって、新しく整備されて、再度使うために処理されたのか。産業廃棄物として処理されたのであれば、その処理方法、最終的にどこで処理されたか。そういうことを含めて、ご答弁をお願いします。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番外（観光課長）

廃棄の方につきましては、田辺の方でございます、そういった廃棄物の処理業者の方にお申しまして処分をしていただいたというふうに聞いてございます。実際、私どもも業者の方に中身の方を確認させていただいたところによりますと、ごみ処理の依頼がフーズ社からあり、それによって機械類も回収したというふうなことで、それをもう解体したというふうなことのお話であったと思います。

それで、それに関しまして、記録的なもの、回収日報等、そういったものがあるかというふうなことも確認をさせていただいたんですけど、そういったものは作成されていないということでございました。やはり、この辺につきましては、町有備品であったものをやはり処理するにおいては、私どももその辺は十分徹底して、それでその経過等々も踏まえるべきであったということで、現在のところは非常に反省しているというふうなところでございます。申しわけございません。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

担当課に、そんなふうに申しわけございませんと謝れたら、私もほろっとするんやけども、これは、大変なことなんです。産廃のこれだけの品物がどこで処理されたか。どういうふうになったか。工場からどういうふうに運ばれた。どの施設で鉄くずになったのか。そういう追跡が要るんでしょう。町の書類の中にも、そういう追跡をなさいというマニュアルがあるんでしょう。その中には、処分地の位置、位置図とか、廃棄物処理場の許可書、廃棄物運搬業の許可書、処分地の位置図、処分地までの経路図、マニフェスト、これは絶対に要るもんなんです、このマニフェスト。それがいまだに出てこない。それから、着工前の写真。その工場の品物がどういうものであるかという写真ですね。処分するまでの写真。こういう写真、これは工場にある、今残っている写真です。台帳に。処分されてないものです、これは。そういう写真が要るんです。そして、廃材処分地の写真。それから廃材集積、積み込み、運搬、積み卸しの状況。これまで把握せんなんで、今、ごみは。産廃のごみを処理しようと思ったら、これだけの書類が要るんですよ。これ、白浜町がつくっているんですよ、この書類は。提出書類ということで、これ、つくっているんですよ。あなた方がこれをつくって、これに基づいて処分されてない。これはどうですか。問題じゃないですか。不法投棄になりませんか。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

ただいまの件につきましては、議員さんがお示しの部分につきましては、町がつくったとか、その辺は、私もちょっと確認はできてないんですが、やはり、こういった産業廃棄物につきましては、以前から不法投棄なり、それから、さまざまな問題が社会的にも生じまして、例えば、昭和63年の当初でございましたら、これは、私どもが今回やったような格好でも、特段の法律上の問題というのは生じなかったところでございますが、その後、やはりそういったものが社会的な問題となる中で、そういった処分経過を明らかにする、そういったことが必要の中で、そういったマニフェストの作成なり、その処分方法、そういったものが明確になってきて、現在では、当然、産業廃棄物を処分するにはマニフェストの点とか、ただいまも議員さんがご指摘いただきました、そういった許可業者であるとか、そういったさまざまな制限が成し得てきたものだとして理解してございます。

ただ、私どもも当然、行政にいるものとして、その辺の部分につきましては、十分肝に銘じてやらなければならないところでございまして、本来であれば、やはりフーズ社が廃棄するということに関して、その辺の話も十分させていただいて、当然、処分するのであれば、そういったマニフェストも必要ですよというあたりまで含めて、指導なり、その辺の協議、その辺をするべきであったものを、私ども、そこまで至りませんでして、このようなご迷惑をかけたものでございますので、その責任は十分、担当課として感じてございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

これ、マニフェストというのは、こういうものが処理された、またお願いした業者がこれ、

きちっと保管してなかったらいかんのですよ、今。産廃は。そして、これ、場所は違いますが、湯崎の漁港なんです。この業者は仕事されたんで、会社言いますけど、中林建設さん、これは湯崎の埋め立てでやられた業者なんです。この業者の方は、きちっとこのマニフェスト、コピーで4枚、これ4枚複写がいるんです。これが、白浜町が頼んだら、これがコピーで、書類として残ってなかったらいかん。この業者の方はきちっと残してる。これ、富田事務所の担当で、農林水産の担当で、この業者の方はきちっとコンクリートのがらと瓦れき類という形で処理したということで、写真から全て整えて、今、町の書類として残っているはずですよ。これが、課によって残している課と、残してない課と、この行政の姿勢というのはどうですか。これがなかったら、本当に不法投棄になりますよ。産廃処理法違反になりますよ。処理法違反に。これ、追求しなかったらだめですよ。和歌山フーズさんが持っているのであればいいよ。もう今、破産されていますけども。経営者もどこにおられるかわかりませんが、これが会社として保管されてなかったら、白浜町、責任取らんなんです。大事なことですよ、これ。謝ってすむ問題違うよ、これは。みんなの首がかかるよ。この辺、間違っていますか、私の言っていること。答弁ください。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

議員のおっしゃるとおりだと思います。私も、当時は担当課副課長でございますが、現在課長でございます。その辺の部分、当然、そういった事務処理の中にもかかわってございますので、十分、そういったことへの責任は感じてございます。大変申しわけないと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

それ、処分されてね。どこで処分されたか。田辺の業者だけしか言いませんけども。私が聞きに行ったときには、業者の名前までお聞きしています。これ、業者の人に直接聞きに行くと迷惑がかかるので、私も控えました。

その中で、この鉄くずとして処理されて、無料で処理された。ここには、金銭的なものが発生しなかった。鉄くずで処理してもらおうにしても、お金を出してしてもらったのか。その鉄くずの代金をなんぼか、いただいたのか。その辺も不明ですね。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

こちらの方、これはあくまで聞き取りの調査でございます。処分にかかった費用はというふうなことで、その他のごみの処分というのもございました。いろんなフーズ社の別のごみがあります。それから、鉄類が中にも含まれていたというふうなこともあり、当然、鉄の方は若干金額が発生するかと思います。ただ、そういったものと処分料を相殺したと、それで、代金はもらってもいないし、払ってもいないということの確認を、会社の方ではさせていただいてございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

そしたら、それについては、和歌山フーズさんがされたと。そして、その中で、平成23年12月に稼働停止による廃棄として処分されている品物があります。これが、67点の中で一番金額がはる機械なんです。多分、これはオールステンなんです。この台帳の控えの中にも、オールステンと、ステンレスというふうにあります。これは、多分間違いないだろうと思います。これは、自動脱骨機としまして、トリダス、これ、町単で9,400万、約1億の、これは議会にかかって承認されて、当時入札や随契やという問題で、かなり問題になりました。これは、私はこの議会でやったことがあるんですけども。この機械の処理はどうされたんですか。お聞きします。

○議長

長
番外 観光課長 古守君（登壇）

○番外（観光課長）

こちらの方は、当初の納入業者の方に依頼をさせていただきまして、引き取っていただいて無料で処分したというふうに確認してございます。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

これ、町単で買った9,400万の機械と、それから農協さんから受け入れた2,300万のこの機械。これ、総額して1億1,000万ちょっとになるんですけども、これを前川さん、これ、前川製品なんです。製作所の製品なんです。これに、引き取ってもらいました。1億で買った品物を、金銭の動きもなしに引き取ってもらいましたということ、これ、町民感情として皆さん、納得しますか。こういうことがあり得ますか。

○議長

長
番外 観光課長 古守君（登壇）

○番外（観光課長）

金額的に言いますと、1億円というふうな非常な金額でございます。当然、住民感情としましては、1億円も町費を使ったものが、どこへ行ったのか経過がわからないとか、知らない間になくなっていったということになりましたら、感情的には疑問を抱くというのは、それは私も理解できます。

ただ、この分につきましては、平成9年の物品でございまして、私どもの方も、これがちょうど廃棄されたのが、14年ほど経過してからということになりますが、中身の方、確認をさせていただいたら、機械自体が大体10年ももたないというふうなことの中で、実際、フーズファクトリー社の方にも確認をさせていただいたら、5年ぐらいしたらもうがたが生じてくると。それで、非常にメンテの代金も要ってくる。それで、お話を聞くと、当初1億円近くのお金で4台の台数を購入してございます。その4台を購入しているんですが、フーズ社の方は、平成17年ぐらいに、ちょっと年数アバウトなんですけど、2台、追加で購入されてございます。それはなぜ購入されたかという、やはり当初の4台が機能しなくなってきたから。そういった部品どりとかそういったものも含めて、残りの2台を稼働させて、2台をもう使えない状態で部品どりに充てていたと。

それで、実際、フーズ社の方は後で買いましたものと含めまして、実際は6台のうち4台を稼働させていたというようなことも聞いてございます。それで、ただ今回の23年の場合には、私ども確認をしたら、6台のものを前川製作所の方に引き取っていただいておりますが、それもやはり稼働がしなくなってきたという中で、当初は確かにお金がかかったものなんですけど、もうその時点では、ごみといたしますか、大変失礼なんですけど、そういった状態であったというふうなことでございますので、その1億円のものを買ったことに対して、町民感情としての部分は理解できるのですが、そういった実情でございますので、そういったことでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

課長、説明いただいたけど、これ、前川製作所が引き取った。これは確認しました。東京の前川製作所。そこで、あなたに紹介された係長さん、この方にも直接聞きました。聞いたから、鉄くずとして処分しましたという答えが返ってきました。私は前川さんに、あなた鉄くずで処分されたのであれば、それに対するマニフェストはありますか。写真もありますか。いろんな書類があるはずですね、おたくに。それを提出してください、ということをお願いしましたが、一向に出てきません。これ、もし、私、この議会できちっとできなければ、東京まで行きたいなと思っております。調査費、いただいておりますのでね。徹底的に、これ、調べたいと思っておりますけども。どうですか、その辺確認されましたか。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

こちらの方も、私どもの方で、おっしゃっていただいた係長の方にいろいろ確認をさせていただきました。それで、フーズ社の方に、そういった引き取りの書類というふうなものもあったものでございますから、こちらの方で引き取ったというふうなことは事実かということを確認をさせていただいたら、それは事実であると。なぜ無償なのかというふうなことも、無償で預かったということで聞いてございますので、それにつきましては、本来であったら、こういったものは引き取りはしないと。ただ、これまでの取り引きをさせていただいたような経過、さまざまなものがあるので、次の付き合いのことを考えると、そういったものは引き取りするような場合もあると。

それで、実際、お金にかえられるかどうかというふうなことなんですけど、やはり廃棄物を処分するには、部品を外したり、そういったことで人の手間もかかる。そういったいろんな手間の中では、逆に費用がかかってしまうというふうなことでございました。

それで、私どもも機械的に素人でございますので、そしたら、ほかの工場へ行って、ちょろちょろと直したら使えるのと違うかというふうなことも確認をさせていただきました。大体四、五年でこういったものについては、モデルチェンジをすると。モデルチェンジをしたら部品自体がもう全く使えなくなるし、それで、今回も回収した機材をその後、転用等を行ったのかということも聞かせていただいたんですけど、フルモデルチェンジをしているので、実際の転用は不可能であると。回収した旧型のは、ほかの分も含めて、今回の私どものものだけじゃなしに、そういったものについては、廃棄処分をしているということを確認さ

せていただいております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

これは、町側と私ということで、これ、事実関係をきちっと調べなければわからない。電話だけでは、聞いても事実がわからない。これは、当然、私はもう東京の前川製作所に行きたいなど、行ってきちっと調査したいなど思っております。これも、9月の議会までに決着が出なったら、また再度質問させていただきます。

それから、和歌山フーズファクトリー、ちょっと質問、変わりますけども、これ、去年の11月20日に破産宣告されていますね。破産されています。債権者の志方ミートセンターとの関係、つながり。それから、和歌山フーズファクトリーがつぶれることによって、志方ミートセンターが負った債務額、それから、和歌山フーズが破産したときの債権者の数、それから債務総額、それから、債権者会議は今どういう状態か、継続しているのか。今、継続されているのであれば、どういう状態か。それをお聞きしたい。

まず、この間の全協では、2月24日に第1回の債権者会議があったという報告をいただいております。それで決着したものか。その後、続いているものか。その辺をお聞きしたい。

それから、もう時間がないので、ついでに聞きます。志方ミートセンターの使用によって債権者に利点があるのか。債権者会議、継続している中での使用許可としての判断は正しいのか、間違っているのか。まだ債権者会議が続いておるのであれば、そんな状態で次の業者を決めていいのか。その辺の判断はどういうふうになっているのか。それも聞きたい。

以上。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番外（観光課長）

まずフーズ社と志方ミートの債権の関係でございます。債権と言いますか、関係でございますが、志方ミートにつきましては、やはり当初のフーズファクトリーの取引先の1つであったというふうなことでございます。

それで、その債権額につきましては、私も金額的には確認している部分はあるんですが、これをやはり表に出すというのは、やはり相手方の経営のこと、そういったこともございますので、ちょっと控えさせていただきたいと思っております。

それと、債権者の数でございますが、清算をあきらめた債権者というのが、やはりあるみたいで、それを除きましたら現在68件、それから債務額9億3,000万余りの金額というふう聞いてございます。

それと、債権者会議の日程でございますが、2月24日が1回目と。それで、5月26日の11時から、2回目が招集されている。それから、次回につきましては、9月22日に招集する予定であるというふうなことで伺っております。

それと、これにつきましては状況でございますが、年内に決着するかどうかというふうなあたりなんですけど、9億も債権がある中では、やはりいろいろな課題がありますので、スムーズにいけば年内決着もある。ただ場合によっては延びる場合もあるというふうなことで、その部分は確約したお答えはいただいております。

それから、フーズ社の利点ということですね。フーズ社の利点といたしましては、このような債権を処理していく中で、フーズ社の破産財団として、志方ミートさんをご紹介いただいたというような経過があるんですが、これにつきましては、志方ミートさんなり、これは志方ミートさんでなくてもよかったのかもわかりませんが、破産財団としましては、いろいろな原状回復に要する費用というのが、当然出ていく場合には必要になってまいりますので、そういったものが、非常に高額に回るようなこともございますし、実際としては、町有の所有の工場、こういったものについては、やはり早急に次の方を見つけてやるのが、これは地元の方も喜んでいただけるであろうというふうなことの中で、破産管財人の業務の範疇に置いて、こういった志方ミートさんをご紹介いただいてというふうなことはございます。

あくまで、ただ破産財団のメリットとしては、相手先を探す方が、いろいろな面で破産財団の負担が少なくなる。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今の説明の中で、志方さんが破産財団として、次の業者としてやっていただいたら、債権者にも利点があるというお答えだったと思うんです。その利点は、債権者、これ68社、この方々にほんまに分けられるんですか、その利益が。そういう利点はあるんですか。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

破産財団で、物を売ったりとか、いろんなもので、財団として、例えば5,000万の費用があったとします。そしたら、その費用で廃棄をする場合に、例えば300万をマニフェストとかいろんなものが必要になってくるのは、それは当然処理業者の方に必要になってくると。そういったものにつきましては、その5,000万の方から差し引かれますので、4,700万と。そしたら4,700万を、後、残りの方々68名で、これを債権率によって分けるということになりますので、当然、その分の処理費用なり何なりが少なくなれば、その部分は全ての債権者の方に、メリットとして戻ってくるというふうに、私は理解してございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

債権者会議、これがまだ9月まで続く、この段階、これが現実として今あります。この段階で、あの工場を次の方に使用させる、また町として契約する、協定を結ぶ。これは、どうですか。もうこの辺は、町長にちょっと聞いてみる。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町長）

今の進め方につきましては、相談した結果、協議した結果、違法性はないというふうに認識をしております。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

やはり破産財団のものにつきましては、当然裁判所の管轄の中で、適正に処理をされるというふうに理解してございます。それで、その志方ミートさんにつきましては、そのうちの債権者の1人でございますので、そういったところで、不当に配分がされるなり、何なりにつきましては、それは当然問題があることでございますが、やはり裁判所の正式なそういった処理、許可、そういったものもいただきながらの運用をしていただいておりますので、それについては、特段問題がない。

それから、私ども、やはり町民、就労の場をつくるという面においても、少しでも早く志方ミートさんと契約をさせていただいて、そういった就労の場をこしらえていきたいという趣旨で取り組んでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

この件につきましては、また予算の方でも議題として載っておりますので、また、その辺で足りないところは質問させていただきます。

これで一応、しらとりは終わります。

次、湯崎漁港、これ、きのうも溝口議員、それから南議員、質問されておりました。私はきょうは、お二方の質問された方向を、違う方向からちょっと質問させていただきたいと思っております。

まず、白浜町には工事検査規程というのがありますね。工事検査規程。検査員は今現在、庁内にあるんですか。それをお聞きします。

○議 長

番外 総務課長 田井君（登壇）

○番 外（総務課長）

検査員でございます。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

検査員、あえて、私わかっていて聞いたんですけど、あつて当たり前です。その検査員の仕事、これにつきましては、材料検査、まず、仕事を始める前に。それから、出来高検査、それから中間検査、それから最終的に竣工検査、これは材料検査も含めてやられると。

これは、常に公共物が建築されたり、公共工事がなされたときには、この検査がなければいかんね。この辺はどうですか。お聞きします。

早く答えてくれなかったら、もう時間がないよ。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

検査員としましては、中間検査、最終検査となります。材料検査につきましては、担当職員の検査になります。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11番

これは、金額は関係ないか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

金額は関係ございません。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

ということで、検査については、資料に基づいてされておられると。だから、検査の内容については、材料検査、これはされている。この材料検査をするには、図面に仕様書というものがついてくるんですが、この仕様書には、標準仕様と特記仕様、多分これがあると思うんです。

この仕様書に基づいて、材料検査なんかは当初、チェックするという事になっていると思うんですけど、それはされていますか。

○議長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番外（農林水産課副課長）

材料検査でございますが、当初、仕様は設計書がありまして、業者の方は、それについて、材料承認願いというのを監督員の方へ提出します。監督員はそれによって、現場で主なものの材料検査、立ち会いでチェックをかけているところでございます。

○議長

11番 古久保君（登壇）

○11番

わかりました。今、ご答弁、材料検査されているということでございますけども、私が議員当選しまして、たまたまあそこの港を歩いておったら、あの港は竣工してまだ1年にならないんですよ。それなのに、こういう欠陥工事が出てきているんです。これ、私、全部写真を撮ってきました。こういう状態が1年も経たないうちに、海辺に設置されているこの工事が、材料検査されていると思えないような現象が出ています。さびているんですよ、これ。こういうふうにしびている。1年にならないのよ。こういうさびが出ている。そして、コンクリートの中からもさびが浮いてきている。コンクリートを打った中から、これ、さびが垂れているんですよ。一編、皆さん、湯崎の漁港へ行って見てきてください。散歩がてら行ってきたらすぐわかります、これ。これ、さびているんです。こんなにさびている。この現象というのは、どういうことかわかる。今、高速道路で耐震どうのこうの言うて、もう必死になってやっている。これ、中の鉄筋がさびてきて、コンクリートをはじき出しているんですよ。この現象が、今、初歩的に出てきているんですよ。こんなさびが出てきている今、1年も経たないうちに出てきている。これ、もうほんまに二、三年経ったらコンクリートは割れてきますよ。こんな仕事をさしているんですよ、これ。検査チェックちゃんとできているか。

これ、もうほんまに、あの湯崎漁港見て、そして、またこれ、歩道の歩くところに、鉄の

突起物が出ていると。足をけつまずく。町長、観光立町で世界的な観光と言うているけど、これ、観光客が歩いてけつまずいて海にドボンとはまったらどうする。これ、ほんまに。これで、竣工検査ができていますか。検査体制、ちゃんとできていますか。竣工検査ですよ。私、ほんまに竣工検査ができていますとは思いません、これは。これ、国道の受けですよ。要するに、高速道路の受けの柱。肝心な柱のところ、これ見て。さびが3カ所も出てきている。これが、軒並みに出ているんです。これを、一応、私、議会までに県の補助金、国の補助金がある工事ですので、県の方にも問い合わせをしました。県の職員も来てもらいました。立ち会って現場を見てもらいました。そういう中で、県にも見ていただいたんですけども、この工事につきまして、一番欠陥、設計がなってない。設計の段階で仕様書がない。後から仕様書が出てきたけども、こんなもん仕様書やない。仕様書がない工事について材料検査ができますか。

これを、一応、業者を呼んで、今担当の清水副課長が業者を呼んで修理させるようにするというので、1つずつやりやすい方からやっていくということなんですけども、一番大事なのは、浮棧橋のこの支柱、もう全てだめ。これを支持している。これから台風シーズンに入っていく、この支持している肝心なところが全部さびてきている。これ、へたしたら台風が来た明るる日、浮棧橋は冲向いて流れとるで、これ。

それぐらいずさんな仕事や、これ。無駄な金を使うなよ、これ。ほんまに。こんな仕事をさして、本当に町民の生活、町民の命を守れるか。子供らの将来、これで託せるんですか、皆さん。ここにおけるの、みんな大人やで、これ。子供ら、これを知らんのですよ。これ、20年、30年出てくるんや、こういう結果が。そのときに、また金使うのか、これ。

それから、これはもう言うだけにしておくわ。もう清水副課長と、いろいろ話をしているから。これはとりあえず披露だけしておきます。

それから、振興施設、建築、これ、建築において、基礎の追加工事、3,400万なにがしの工事、これ、私が議員でなかったときに、議会にかかって承認されております。その承認も、この追加工事について、これも議会にかけたの事後承諾で、もう基礎もできている。ボーリング調査もしなおして、基礎もやりなおしている。そして、追加工事を認めて、仕事もさしている。決裁もしている。その後で、この議会にかけている。議会に事後承諾。これは、町長単独で承諾して業者に認められるんですか。その辺、答弁お願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

ご質問のございました工事請負契約につきましては、平成25年5月16日の、平成25年度の白浜町議会第1回臨時会でもご指摘いただきました。本来、平成25年3月の追加予算が決定しました時点で、専決処分をしておくべきであったと考えておりますので、ご了承お願いいたします。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、所長が言いましたけども、これ、専決処分をお願いします。大体、普通、専決処分をするのが当たり前ですよ。これ、専決処分もされてないんですね、これ、現状。そうでしょう。

この専決処分をされんと、この追加工事を認めた。どういう原因があったんですか。これの責任の所在は、3,400万払った、この責任はだれがやったんですか。この基本的なところはどこか。これを精査されていますか。

○議 長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番 外（農林水産課副課長）

この基礎工事の変更契約につきましては、当初は国の方で基礎の変更の増額を3月の頭に認めていただきました。それをもって、町の予算の方も補正をさせていただきました経緯があります。

その後、先ほど言いましたように、予算を認めていただいたときに、専決処分をするのが通常というか、その手続であったと思います。今回、専決処分していなかったことにつきましては、反省をしたいと思っております。

ただ、基礎工事の変更につきましては、当初ボーリングを3カ所行ったわけなんですけど、その中にデータとして30センチ程度の石が混入という記述がありました。町としましても、埋め立てに使用した土砂は、浚渫と護岸の掘削の土砂を流用して埋め立てを行っております。浚渫、あと護岸の掘削土砂で、砕岩といいますか、砕いた石を下の方に入れておるんですが、そこは町の方としても確認はしておったんですけども、中の方、上の方はちょっと露出というのは確認できておりませんでした。

設計業者のつきましても、地盤の改良業者と現場で立ち会いをしまして、改良業者の見解では30センチ程度の石があれば、地盤改良がなかなか困難ということもありまして、設計業者の方も、そちらの改良業者との打ち合わせに細かいところまでいってなかったということで、両方とも、そういう責任というか、落ち度があったとは思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

ボーリング調査、これ、ほんまに調査不足。あれは、埋め立て当初からわかっている。最初に埋め立てる前の海岸線の写真も現場にあるわね。工事にかかる前に。30センチもあるようなながら、あそこになかったんや。埋め戻しの業者、または埋め戻しの段階で、そういう大きなながら、いたるところに埋まった。そのがらがら底の方であれば、これは回っていても、底の岩盤まで行かへんわな。常識や、これ。その段階でボーリングはできません。工事の基礎の形態を変えさしてください。そんな安易に、そういうことができるんですか。そういうことを認めるんですか。あなた方は、チェックはできないんですか、それ。この3,400万を出すときに、収入役としての立場の会計の方、お金を出すときに、どういうチェックをされているのか。その辺、ちょっと一編聞かせてください。

○議 長

番外 会計管理者 大谷君

○番 外（会計管理者）

この支出につきましては、白浜町事務決裁規程がございます。その中で、町長が決裁をする権限、それから副町長、課長という権限がございます。その中に、例えば、お金の今言われる支出命令につきましては、50万円以下は課長、50万円から100万円は副町長、そ

れから富田事務所長、日置川事務所長、100万円以上の支出負担行為及び命令につきましては、町長というような決裁条件になってございます。そして、そこで決裁がされるというところで、された決裁につきまして執行していくと、こういうことになっております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

深く、その辺は、時間がないので聞きませんが、いろいろな言いました建設に関しての、いろいろな結果が出ています。これ、私、今ちょっとしますけど、これ、入札調書というのが、ここにあるんです。入札したら指名業者が何社で、そして、落札が何ぼでという調書があるんです。これは、町民の皆さんもいつでも閲覧できます。

その中に、私がちよっと不審に思ったのは、この中で設計に関しては、予定価格だけが記入されている。入札・工事に関しては、予定価格と最低制限価格というものがあまして、湯崎漁港整備の入札、これ、12社、指名されています。その中で最低制限価格1億2,284万円、これは、業者の方、皆、今公表しているから知っているんです。この業者が12社のうち9社、9社ですよ。12社のうちに9社が、最低制限価格1億2,284万円という応札をしているんです。これ、9社。これを、9社をくじ引きによって落札しているんです。

こんなことあり得るか。余りにも、これひどいことない。これを業者の方にきちっと指導できないですか。これは、もう言うて悪いけど、これ、見積もりしとらへんで。まじめに。こういうことをさすから追加がすぐ出てくるんよ。私は、年いつている。昔は、この最低制限価格というのがあったんや。公表しなかった。この制限価格を割ったら失格になりますよという線があったんや。だから、真剣に見積もりしたんよ。業者はこの仕事を取るために。それができてない。

今後、これを改めるべきであると、これも言うておきます。

それから、もう1つおかしいなと思うのが、これも湯崎の漁港の入札です。これにおいても、グループ企業の3社か4社あるんです。トップにグループとしてあって。その子会社として、グループ企業。その企業がこの指名に入っている。専門的な仕事やから、いろんな条件があって、選ばなければならぬということは理解できます。ですけども、異常なのは、このグループ企業の10社選ばれた中に2社入っています。その2社が最低制限価格5,526万2,000円、この最低制限価格、グループ企業が同じ金額を入れている。グループ企業でくじ引きにより落札をしている。どっちがとってもグループや、これは。

こういう異常な状態が出てきている。これも改めないかな。何とか対応してもらわないかな。

だから、設計の段階できちっと、ボーリングしたのであればした。この結果、こうですよという形を設計の段階で委託させて、これも入札ですよ。いろんな条件を提示するんでしよう、設計してもらうために。今、役場の中で職員が設計するんじゃないやろう。みんな委託でしょう。だから、そのためにきちっとした資料を与えてやって、間違いのない設計をさせなかったら、いろんなことが、問題が出てくるんですよ。

そういうことで、これにひとこと答弁してください。もう時間がないさかい。

○議 長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番 外（農林水産課副課長）

今、最低制限価格の公表ということなんですけども、工事の品質を落とさないための最低制限価格でもあります。今回の工事は、工事の品質を落とさないための最低制限価格を設定し公表されておりますので、この制度の工事の不具合を招いた結果と考えておりません。

また、この2社のグループ企業であります、個々の別会社で技術も個々に雇用しており、最低制限価格での高札、くじ引きについては、近年の県内の港湾工事の減少により受注意欲が強かったものと思われ、問題がないものと考えております。

以上です。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今の答弁を聞くと、今後検討して、ちょっと改めようかという意識は、まるっきししないというふうに踏まえます。ありがとうございました。

次に移ります。時間がないので。これ、また詳しくやります。

○議 長

次に、はまゆう病院の不祥事について。

古久保議員、あと11分です。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

はまゆう病院は、ちょっともう、これ、一応最終報告が出るということでございますので、この後、議会、最終に出るとのことなので、これは省きます。すみません。

それでは、公共下水道。

これについて、ちょっとお尋ねします。

今、この下水道に関しては、本当にこれ、財政を揺るがすようなことが年々続いております。この下水道事業、もう何年になるのかな。60年からやから、もう20年になってくると思うんですけども、毎年3億何千万なにがしの一般会計からの繰り入れで特別会計が成り立っていると。この原因は、どこにあるかお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

下水道会計、今おっしゃられるように、特別会計の中へ一般会計から繰り入れをいただいて、運営させてもらっています。

この赤字の部分については、やはりいまだ下水道のつなぎ込みが70%台というような状況の中で、こういうような経緯となっていると考えております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今、ご説明いただきましたけども、原因がつなぎ込みということであろうかと思えますけども、そのつなぎ込みの中身。これ、処理場の処理能力、1日7,000トンの処理能力があるんです。機械が動いているんです。その中で、今白浜町の許容範囲の中で、平均3,000

トン、汚水が流れ込んでないんです。大きな機械を流してちょろちょろ、ちょろちょろしか入ってないんです。

その結果だと思うんです。つなぎ込み率じゃないと、私は思います。これも大事ですよ。数ですから。ですけども、この汚水処理の水量が足りない。この原因が、今ここにデータが出ておりますけども、つなぎ込み状況、旅館28軒ある中で20軒つないでもらっています。8軒つないでない。これが大きいんです。

それから、保養所26軒ある中で、5軒つないでない。民宿7軒、マンション4軒、そして会社やとか商店、これが71軒、一般家庭が452軒と。この方々が、まだいまだつなげてない。

だから、今、一般家庭の452軒と旅館の8軒。これを比較しても、数だけ言えばすごいなと思うけども、旅館の8軒、この内容たるもの、この452軒以上のものがあると、私は思う。だから、旅館やとか、保養所、民宿、この方々の大きな建物、大きな使用量を毎日やられている、こういう町民の方々に一生懸命、これもまた誠意を持ってつないでください、最終的には町民が皆、不幸になるんですと。そういう形で日参してでも願います。この姿は、私は町長であり、副町長であると思うんです。担当課に任すだけでは能やない。これ、何年経っているんですか。何十年経っているんですか。もっと積極的に、町長は前に行って、お願いしますよと。いろんな事情があるにしても、つないでもらわなかったら、下水道条例というのがあるんでしょう。これ、もう違反しているでしょう、皆さん。つないでないということは。

だから、その辺のところを理解していただいて、もっと積極的につないでもらうということをお願いしたいと思うんですけども。その辺をちょっと。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

今、ご指摘いただきましたように、大型施設の接続というのが大きいな課題だと思います。これからも、私が中心になりまして、やはりなかなか今までそういった形での啓発といえますか、訪問もできておりませんので、やはり、今後、旅館・ホテル等の施設は耐震診断も義務づけられることをございますので、その辺で、やはり一緒に、今後そういったつなぎ込みの工事ができないものかということで、お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

11番 古久保君（登壇）

○11 番

今の質問、一応、下水道は終わります。

ちょっと、この間の自衛隊の訓練のところに入りたいと思います。

○議 長

はい、どうぞ。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

これも早急をお願いしたいんですけども、これ、4日の日ですか。自衛隊訓練されたのを、

町民のことはほとんど知らなかった。音が鳴って初めて知った。そういう状況で、陸上自衛隊から通知が来ているんですね。5月20日付で。ファクスの日にちは、5月28日に白浜町に届いている。この内容については、方面隊としての、自治体等との連絡・調整、海上自衛隊、航空自衛隊との共同及び米軍との共同連携、並びに増援部隊の受け入れを重視した訓練を実施したということでございます。

これについて、白浜町としては一切かかわってない。見学にも行ってない。危機管理室の濱口君が行ったぐらいで。町長すら、議員すら、1時間ほど見学する時間があったと思うんですけども、これは我々が住んでいる町民が災害によって、津波によって沖へ流された、生きている人を助ける、この訓練ですよ。我々が、この受け身に入るんですよ。この町民が沖へ流された。この流された人を沖における自衛隊の艦船によって助けられ、その艦長からヘリコプターによって我々の白浜空港へ運ばれる。この訓練をされているんですよ。もっと町民に知らせるべきじゃないですか。我々、災害になったらこういう訓練で助けられますよ。この辺のPRが、町としての危機管理、ちょっとこれ、我々薄いんじゃないですか。防災について、いろいろ言っていますけども。こういう機会を大事にしなかったら、町民の皆さんに知ってもらわなかったら、本当に困ると思いますよ。

これは、もう言うておきます。あと1分、2分。2分ぐらいか。

2分やったら。もうちょっと、私、これだけは読みたいんです。これ、あと2分ぐらいで読めますので。

○議 長

はい、どうぞ。

11番 古久保君（登壇）

○11 番

これは白浜町の白浜中学校の2年生の大野君。人権作文というような形で書いているんです。これをちょっと読みますからね。皆さん、どう受け止めるか、ちょっと聞いてください。

幸せって何かな。「気をつけるんやで、行ってらっしゃい」「うん、行って来ます」、手を振る僕。そして、僕の姿が見えなくなるまで見送る母。僕にとって当たり前の朝である。「ただいま、今日のご飯何」「お帰り、今日はシチューやで。手を洗うて、うがいしなさいよ」。そして、夕飯を食べながら、きょうあったことをいろいろ話す。とても楽しい1日の日もあるし、そうでない日もあるし、すごく疲れた日もあるけど、何でもない普通の毎日。こんな日々が明日も、あさってもずっと続くと思っているけど、突然奪われることもある。ことしも、たくさんの台風が発生して日本にやってきた。伊豆大島に直撃し、多くの被害を出した台風26号、土石流に巻き込まれ、たくさんの方々が亡くなった。今もなお、土砂に埋まり行方不明の人々もいる。台風が来るたびに学校が休みになったらいいな。ちょっとわくわくしていたけど、台風が去って、その被害の大きさをニュースで見て知ったとき、休みになったらいいのにと期待していた自分がばかやと思った。家を失った人、大切な人を亡くした人、今も行方がわからない人がたくさんいる。きのうまでの普通の生活が何もかもなくなるって、どんなんだろうと考えたら怖くなった。

悲しいことだが、今もまだいじめで自殺する人々もいる。「行ってきます」と言ったまま「ただいま」を言えなかった人。「行ってらっしゃい」と言って「お帰り」を言えなかった人。たくさんの悲しみがある。僕はまだ大切なものを失ったことも、大切な人をなくしたこともな

いので、その人たちの悲しみや苦しみを全部わかることはできない。

今の当たり前の毎日に感謝して、大切に過ごさないといけないと思う。「幸せって何」と聞かれたら、みんなは何て答えるのかな。僕はよく母と「もしも宝くじが当たったらどうする」という話をする。「まず、でっかい家を建てよう。そして、車を買って旅行にも行こう。おいしいものをいっぱい食べようとか、夢のような話だ。その夢がかなったら幸せなんかな。いや、違うな。そんな夢みたいな話ができることが幸せなんやと思うで」と母が笑う。何でもない毎日。楽しかった。ちょっといやなことがあったりの日々がずっと続くことが、一番の幸せなのかもしれない。僕の家は金持ちではないけど。不幸ではないし、でっかい家じゃないけど、楽しいから僕は幸せなんだと思う。

ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、11番、古久保君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時03分 再開 11時08分)

○議 長

再開します。

8番、楠本君の一般質問を許可します。

楠本君の質問は、総括形式です。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

きょう一番バッターの古久保君は、かなり突っ込んだ質問だったように思います。私も議員歴が長いんですけど、総括形式で、既に私の質問内容は当局に渡しておりますので、スムーズな答弁を。総括ですので、既にもう渡しておりますので、簡略に説明していただければ、12時までには終わるだろうというように思います。

それでは、質問に入ります。

都市計画については、既に昨年の6月議会でも行っておりますけれども、まず、横浦湾の用途指定、変更後の太陽光発電についての質問でございます。これについては、国の環境省においても、環境基本計画にも関連するわけなんですけど、地球温暖化は、平成14年のブラジルの環境等開発に関する国際会議、さらには、平成19年の京都議定書では、平成25年から平成32年までに参加する先進国の温室効果ガス18%の削減をするということが義務づけられました。

したがって、私は再生エネルギーについて賛成の立場でありますけれども、私も景観条例についてちょっと勉強不足だったので、インターネットで県の景観条例を取り出しました。ざっと読ましてもらいましたが、この件については、景観条例ともかかわる部分もあると思いますし、先の全協でも環境基本計画が出されました。これも踏まえて質問をしてみたいと思います。

横浦湾については、これは40年前に埋め立ての許可申請は網干し場でありました。これは、何十年経っても町民の感情は揺るぎないものであるというふうに思います。時代も変わってきましたし、都市計画審議会でも観光地としての知事の採点も出まして、この分について

は何ら問題はないんだろうと思いますけれども、ここについては、ミニゴルフ場があったり、いろいろと経過がございます。

今回は太陽光発電の計画で、500キロワットと仄聞して、今は工事に着手して秋ごろに完成すると、このように聞いております。50キロワット以上は、通商産業省の許可と聞いております。もちろん所定の手続をされているということがあると思いますけれども、太陽光については、白浜町内においても計画も含めて何点か既にできているもの、また建築しているものもございますので、1点目は、建築基準法上、届け出義務がないとききますが、造成工事を伴う宅造工事以外必要はないのでしょうか。この点については、例えば、白浜台の創価学会研修道場前の部分で汚泥が海に流れたと、こういう苦情もかなりあったように思います。しかしながら、この部分については、宅造の許可なくしても、いわゆる路面をさわって環境を害しているという部分もありますから、この点についてのご見解をまず1点賜りたい。

2つ目。課税対象は雑種地・宅地か地目は現況課税で徴収されるのか。太陽光発電自体は償却資産と聞きますが、固定資産税は、町に目安としてどれぐらい入るのですか。お伺いしたいと思います。

3つ目は、県においても、平成20年4月に策定しました和歌山県長期総合計画の中で、太陽光、風力、バイオマスエネルギー等、「和歌山県新エネルギーランド構想」が推進されております。景観条例と都市計画上もリンクした考えは必要でないのか、伺いたいと思います。

次に、都市計画の富田地域のインター設置に伴う準都市計画区域、さらに特定用途制限地域の指定についてお伺いしたいと思います。この件については、先の議会で廣畑議員からもかなり内容の濃い質問があったように思いますが、私は重複を避けて質問したいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

住民説明会で多くの意見として、地域に建築できる建築用途を制限し、住環境を保全することは望ましいが、建築確認申請や道路のセットバック等、建築基準法の集団規定による住民への金銭面も含めて大きいと指摘があったと聞いております。

そこで、1点目は準都市計画を指定せずに、特定用途制限地域の指定をすることは、できないことは承知しています。しかし、富田地域については、もう教育委員会でも熊野古道の文化的景観保護条例が制定されておりますし、建築課では景観条例がありいわゆる網かけになっている部分もあると思いますが、準都市計画、特定用途制限が優先されるのか伺いたいと思います。

3つ目は、先の同僚議員の答弁で緩和措置が余り期待できないと。こういう答弁があったように思いますが、その後、県との協議、地域の要望や主張に対して、延期してその後、どのような取り組みをなされているのか。住民合意ができるのか。この点についてお伺いしたいと思います。

次に、環境基本計画でございます。この間の全協でこの冊子をいただきました。ざっと生活環境課長から概略説明があったわけですが、つぶさに読んだわけではございませんけれども、何点か気になる点がございましたので、お伺いしたいと思います。

まず、庁内検討委員会で幹部の方々が検討されて、策定委員会の方々は何回かの検討をされております。策定委員の皆さん方には12人の方がなられておりますけれども、ここまでまとめてくれたことに敬意をまず申し上げたいと思います。

そこで位置づけとして、国・県の計画も踏まえて、白浜町第一次長期総合計画、いわゆる長計を上位計画として、環境にかかわる各分野の施策事業の基本となるものであると、この位置づけられております。生活環境部が取り組んでいる温暖化防止実行計画の中で、環境にやさしい公共工事の進捗がうたわれておりますけれども、私が見るところでは、いわゆる瓦れきの細かく砕いた分とか、林道の土どめとかいろいろなところには使われていると思うんですけれども、県の計画にも載っておりますけれども、具体的方策としてどのような効果があり、具体的にどのような方策をなされているのか、お伺いしたいと思います。

次に、再生エネルギーについて導入の考え方と、白浜町の基本姿勢についてお伺いしたいと思います。再生可能エネルギーは、資源の枯渇の恐れが少ない、エネルギー発電時などの地球温暖化の原因となる二酸化炭素を出さない、優れたエネルギーであると理解しております。我が国の主要なエネルギー源である石油や石炭、化石燃料はほとんど海外に依存し、新興国の経済発展により需要が増大して、加えて化石燃料の利用による温室効果ガスを削減することが重要課題であります。

昨今、中国からの黄砂により、かなり目が痛いという町民、また国民もあるやにテレビで報道されておりますが、我が国において、エネルギーを安定的に供給し、かつ地球温暖化を防止するためには、再生エネルギーは、私は近々の課題ではないかと、このように思うわけです。

国においては、本年の4月11日に閣議決定し、エネルギーの基本計画の中で、新エネルギーに、2013年度から3年程度加速して、その後も積極的に各省庁間の連携の促進を図り、目標水準を上回ることを目指しております。

県においても、和歌山県長期総合計画の中で、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等に代表される新エネルギーの利用促進を促進するとともに、県内の新エネルギーの利用を、今後10年間でおおむね2倍にすることを掲げ、メガソーラーの誘致、海洋再生可能エネルギーの実用化に向けた検討や、県民の普及啓発に努めているところでありまして、「県民の友」でも、若干の記事があったように思います。

県内の再生可能エネルギーの導入状況は、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定改革買い取り価格制度が始まって以来、県内各地で太陽光・風力発電等が加速しているのが実情であります。

白浜町においても、白浜台、オレンジランドの県道横、横浦湾等で太陽光の設置、樺の風力発電施設の設置に向けた取り組みが行われているところであります。白浜町においても、環境基本計画の36ページ、白浜町の全ての関係者における再生可能エネルギーの活用を検討し、新産業創出の可能性を検討することを目的としていると。現在、個々の案件に対し取り組みをしているが、全体としての白浜町の方針が決まっておらず、庁内の関係各課において検討が必要であると、36ページの再生可能エネルギー導入の促進ということで担当課は総務課になっているんですが、こういうまとめ方をされております。

こうしたことを踏まえて、今度、白浜町として、再生エネルギーの導入促進に向けて積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、町長のご所見を賜りたいと思います。

以上をもって、第1回目の質問を終わります。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま、楠本議員から、最初に、都市計画についてということで、横浦湾の太陽光発電について、建築基準法上、届出義務がないと聞かすが、造成工事以外必要ないのかというふうなご質問をいただきました。

まず、建築基準法上の届出義務についてのご質問でございますけれども、現在、地球温暖化対策や原子力発電の安全性の懸念から、国の施策として再生可能エネルギーへの転換が進められております。

ご存じのように、特に太陽光発電につきましては、優遇措置等がとられ、昨今全国的に各地で設置が行われております。許認可につきましては、おっしゃるとおり出力が50キロワット以上の発電設備の設置は、電気事業法で自家発電所という扱いになり、設置の際は、経済産業省へ届け出る義務がございます。また、そのようなものにつきましては、建築基準法の確認申請は不要となっております。ただし、宅地造成工事規制区域内での設置に伴う土地の形状変更は許可が必要となります。

横浦湾につきましては、もともと平坦な土地であり、形状変更を行わず設置する計画ですので、許可の対象にはなっておりません。設置する場所や計画によりましては、他法令の許認可等が必要になる場合もありますので、よろしくお願いたします。

続きまして、準都市計画区域特定用途制限地域の指定に関するご質問をいただきました。平成27年度に紀勢線富田インターチェンジ、いわゆる仮称白浜インターチェンジと言われるところですが、これが開設をされます。また、そこからのアクセス道路である白浜空港フラワーライン線が整備をされてまいります。その周辺の現在、何ら都市計画の規制がされていない地域の無秩序な開発を防止するため、一定のルールづくりを行いたく、準都市計画区域及び特定用途制限地域の指定を予定しております。

平成18年には熊野古道大辺路に文化的景観保護地区を指定し、建築物の形態や色彩について制限がされておりますが、範囲は古道の両端より50メートルの範囲となっております。また、和歌山県景観条例で富田周辺は、特定景観形成地域に指定され、建物の景観についての規制はありますが、用途や形態についての規制はありません。今回指定の内容は、そのようなことを補い、整序のあるまちづくりを目的として指定を行うものであります。

続きまして、議員から今回新たに策定いたしました白浜町環境基本計画の中身、地球温暖化防止施策についてご質問をいただきました。

白浜町では、地域温暖化問題につきまして、公共施設の建築や維持管理、物品の購入、その他の行政事務の執行に際し、環境負荷低減を図り、温室効果ガスの削減を推進し、地球温暖化防止活動の推進に努めることを目的として、白浜町地球温暖化防止実行計画を平成20年4月に策定をして、取り組みを進めております。

取り組み内容といたしましては、電気、ガス、ガソリンなどの燃料、コピー用紙、水道などの使用量の削減、そして環境に配慮した公共工事の推進等でございます。詳細につきましては、環境基本計画の策定担当の生活環境課長から後ほど答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、再生可能エネルギーの導入促進についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、再生可能エネルギーは資源が枯渇せず、繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖

化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーであり、またその導入拡大により環境関連産業の育成や、雇用の創出という経済対策にもつながることから、国・県において、その導入普及を推進してまいります。

当町におきましては、民間による太陽光発電パネルの設置や風力発電の計画があり、公共施設につきましても、現在太陽光発電パネルを4つの学校に設置し、校内で使用する電力の補助的な役割を担っています。

また、災害時の避難施設への誘導灯21カ所に太陽光発電を利用しています。町高齢者生活福祉センターには、太陽熱を利用した給湯設備がございます。環境基本計画にも記載していますが、現在、公共施設への導入につきましても、その施設管理や目的によって、所管課で個々に対応しているところであり、再生可能エネルギー全体を総括する体制づくりが必要であると考えているところでもあります。

再生可能エネルギー、新エネルギーの民間設置者への助成等につきましても、財政面からは大変困難であると考えていますが、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料にかわる環境にやさしいエネルギーであることから、公共施設等への導入は積極的に検討してまいります。

また、風力、地熱、あるいは白浜町の場合は温泉熱ということも考えられますけれども、地中熱などの新しいエネルギーにつきましても、調査・研究を進めるとともに、温室効果ガス削減の観点から、引き続き、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及啓発に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、白浜町の方針ということをやはり喫緊の課題としまして、白浜町の方針を定めて担当課の方でも中心になって、これから進めてまいらないといけないというふうにございます。白浜町の基本姿勢としましては、やはり、この再生可能エネルギーを最大限活用して、これからも取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力ほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長
番外 税務課長 高田君（登壇）

○番 外（税務課長）

太陽光発電設備に対する固定資産税の課税及び納付についてのご質問をいただいた点につきまして、お答えさせていただきます。

一般住宅用のものを除きまして、太陽光発電設備は固定資産税の課税対象になります。ですので、町に固定資産税を納めていただくということになります。土地につきましては、現況地目を雑種地として課税対象になります。ただし、既にもう現状が宅地となっているものについては、新たに太陽光発電設備を設置した場合については、もう宅地とさせていただきます。

土地の評価については、付近の土地の価格に批准して価格を求めるということになっておるため、付近の雑種地、または宅地に批准して評価を行って課税させていただくということになります。

発電設備につきましても、取得価格が税の評価額となりまして、そこに税率をかけていくわけなんですけれども、そこは償却資産として課税されるということになります。したがって、土地分と償却資産分を合わせて固定資産税として課税させていただき、町に納付していただくと、そういうことになります。よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番 外（建設課長）

楠本議員から都市計画について、景観条例等都市計画上もリンクした考えが必要とのご意見をいただきました。

和歌山県景観計画により白浜町は景観計画区域となっております。また、熊野参詣道大辺路周辺は、特定景観形成地域に指定されております。景観計画区域では、一定の規模の建物や造成工事については、景観配慮の制限はありますが、小規模なものにつきましては、現在制限がありません。観光立町である白浜町にとって、景観保全は重要なこととなりますので、今後の検討課題と考えております。

次に、県との協議、地域の要望や主張に対する経過について、準都市計画区域に指定されますと、都市計画区域同様、建築基準法の集団規定が適用されることとなります。設道義務や建ぺい率、容積率等の規制が生じることになりますが、その数値的な内容を緩和することは、以前にも難しいこととなりますと答弁させていただいております。

昨年からは年始にかけて地元説明会を開催し、その中での意見や要望について検討するため、指定を延期いたしております。全ての要望に応じがたいのですが、農業や林業への影響を考慮し、農用地域や保安区域は省き指定するよう変更いたしました。また、以前はインターチェンジ周辺を産業施設の立地を容認する地域に指定する予定にしておりましたが、住民要望により住環境を保全する地域に変更いたします。

今度、このような変更内容をもとに再度説明会を開催し、理解を深めたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君（登壇）

○番 外（生活環境課長）

楠本議員から環境基本計画の地球温暖化防止施策についてということで、環境にやさしい公共工事の推進の取り組みについてのご質問がございました。

このことにつきましては、現在、建設工事では低騒音、低振動型で排ガス規制対策機種の重機を使用するように指定してありまして、工事施工中は車両への過積載防止や不必要なアイドリングのストップと大気中の二酸化炭素の削減、騒音・振動の低減を図るよう指導しているところでございます。

工事に使用する資材につきましても、現在構造物の基礎材や舗装工の路盤材は、ほとんどコンクリートがらやアスファルトがらを細かく破碎した再生骨材を利用しております。

また、公園資材や防護柵におきましても、間伐材を利用したものを積極的に取り入れているところでございます。また、現場の状況にもよりますが、法面の緑化工法や河川工事では、魚礁のブロックやふとんかご等を利用し、環境にやさしい工法を取り入れてございます。また、学校施設への太陽光発電パネルの設置にも取り組んできたところでございます。

議員もご承知のとおり、現在、高速道路の工事で多数のダンプトラックが走行しておりますが、過積載の防止や環境への配慮は国交省も徹底的に監視をしてありまして、これまで述べたような取り組みにつきましては、白浜町独自のものとは言えませんが、現場状況等を考慮しながら、可能な限り環境に配慮した公共工事の推進に取り組んでまいりますので、ご理

解のほどよろしくお願いたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

8番 楠本君（登壇）

○8 番

二次質問をさせていただきます。

先ほどもちょっと述べましたけれども、和歌山県の景観条例、この前、インターネットで検索したんですけれども、目的、県の責務、県民の責務、事業者の責務と詳しく書かれています。

この7条には市町村との連携を図るとうたわれておりますけれども、県の景観条例で今までに、県との協議や、さらには県の環境政策課との話し合いとか、これにおいては、県の景観審議会というのがございます。ここにおいて、協議をされたことは、今までにあったかどうか、1つ、その点についてお伺いしたいと思います。

環境基本計画の36ページ、先ほど言いましたけれども、最後の答弁で、この部分については、町として一応のきちっとしたものをつくっていかねばならないとの答弁でありました。まとめてとして、坂本生活環境課長が答弁をしてくれたんですけれども、やはりこういう部分については、総務課の担当になるのではないかというふうに思いますし、再生エネルギーの担当課は総務課で、36ページに記載されているんですね。そこらも踏まえて、生活環境課が主になってやるのか、そこらの点について、総務課がまとめる。今、町長の答弁では、生活環境課が中心となってやるというような話がございました。そこらの点について、やはり所管課は、生活環境課として庁内をまとめていくと、こういう理解でよろしいか。その点について、2点目、お願いします。

それから、同じくこの環境計画の88ページ、計画の進行と管理についてですね。私も会社に勤めているときに、PDCAの手法を用いてやったわけなんですけれども、P、計画、D、実施・運用、C、チェック、点検・評価、見直し、A、アクションと、こういうようなPDCA手法で行っていくわけなんですけれども、課題を解決しながら継続的な改善を図り、小さなサイクル、調整をしながら、中間年である30年に向けて計画の見直しを行い、数値目標や各施策の内容が実態として反映したものであるのか、点検・評価していくと。各課にわたることから、基本計画実施要領に基づき、やっぱりしっかりとつくったけども、中身が伴っていないということのないように、この点については、PDCA手法で生活環境課が主体となってやるのか、その点も含めてきちっと今度やってもらいたいと思います。

それと、先ほど、古久保議員から熱っぽい質問がありましたけれども、やはり公共下水道については、昔は公共下水道対策委員会というのがございまして取り組んでまいりました。さらには、当局も努力されて、臨時職員を2名雇い、今70%台までにつなぎ込めるようになっておりますけれども、やはり一般財源からの3億ウン千万の支出というのは、健全な状況ではございません。そうした白浜町の財政を考えると、特別会計であっても、やはりここはきちっと議員としてメスを入れていかねばならない重要な課題であると、私は思います。

その大きな原因は、議員も言われておりましたけれども、つなぎ込みもあるんやけども、やはり大手のホテル、さらには民宿やとかそういうところが、もちろん町長の答弁もありま

したけれども、耐震にお金がかかります。しかし、もうつなぎ込んでいるホテルもあるんです。そういうようなところから、私も前にも質問しましたがけれども、いわゆるペナルティ的な納め方をしてもらわなったら、町民として不公平感が漂って仕方ないと。こういう率直な町民の意見もありますから、ここは担当課ともども、前下水道課長とも、私も個人的に話をしましたけれども、彼もホテル・旅館を回って、かなりの努力をされたということ、私も側聞しております。

そういうことも含めて、やはり我々も、昔は公共下水道対策委員会で啓発チラシを配ったり、そういうこともしましたので、これは、私どもも幹部の方々だけに任せることでなく、やはり議員も一生懸命になってやる決意ですから、この部分については、きちっとやはりやってもらいたいと思いますし、堀本下水道課長の決意のほどを聞かせてもらいたいというふうに思います。

もう1つ。再生エネルギーに関係するわけですがけれども、今、通信が発達して、かなり防災においてもGPSの普及によりまして、人の発見にも貢献しているんですけれども、以前に、電磁波の関係で無線の基地についてかなり騒がれたことがあります。そういうことも踏まえて、やはり医学的根拠、環境省にも、私もインターネットも含めて、専門家に資料をもらっておるんですけど、なかなかこの資料を読むのには広範で難しいです。低周波についても、今議論されておりますけれども、由良町において、議会でも質問されて、私もその議事録を持っておりますけれども、やはり個人差はありますけれども、この低周波に対してどのような人体的な影響があるのか。医学的根拠が示されていないということも含めて、やはり県、環境省の積極的に情報を収集した上で、白浜町としての考え方も、今度していかないかんと違うのかなと、こういうふうに思います。

二次質問は4点ほどしましたけれども、簡単に答えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長

ただいま大きくは4点について再質問がございました。

答弁を求めます。

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

議員から、和歌山県景観計画、県との協議があるのかとご質問いただきました。

大辺路周辺の特定期間形成地域指定におきましては、県から参られて幾度か協議を行って決定したものでございます。また、そういう事案が発生すれば、随時、県と協議することとなっております。

以上でございます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

2点目のご質問でございますけれども、白浜町の方針というのを、どこの課が中心になって決めていくのかというふうなご質問であろうかと思っておりますけれども、今回の白浜町環境基本計画につきましては、生活環境課が取りまとめたものでございまして、事務局もそちらにございます。しかしながら、この内容を見ますと、白浜町が取り組むべき環境施策の分野に

おきましても、多岐にわたっております。ですので、例えば、生活環境だけでなく廃棄物やとか水を取り巻く環境ですとか、地球温暖化とエネルギーですとか、町並み風景、生物多様性、住民参画と多岐にわたっておるものですから、やはり生活環境課のみならず、そこには当然のことながら農林水産課、あるいは観光課、建設課、それから教育委員会等も必要になってくると思います。

ですから、個々の案件というのは、おそらくその中で生活環境課が中心となつてとりまとめをしていくんだろうと思いますので、課を横断的にもっとも課を超えた取り組みというのが必要となってくるのではないかと思いますので、まとめ役としましては、やはり生活環境課が最終的に責任を持つと思いますけれども、そのほかの細かいことにつきましては、これから、各課でまずは議論していただいて、庁内の中で、そういったプロジェクトチームなりをつくってまとめていきたいなというふうに考えてございます。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外（生活環境課長）

計画の進行・管理についての質問をいただきました。

議員もご承知のとおり、この環境基本計画につきましては、PDCAサイクルによって計画の推進管理を行うことになっております。余り聞き慣れない言葉だと思いますけれども、計画書の88ページの方にもありますけれども、PDCAのPはプラン、計画、それからDはドゥ、実施・運用、それからCはチェック、点検・評価、それからAはアクション、見直しということで、ご指摘のように計画が多岐にわたりますことから、PDCAの大きなサイクルとともに、それからプロセスの間の小さなサイクルを確実にやっていくということで、全体の実効性を高めていくよう考えております。

そのために、中間年であります平成30年度に計画の見直しを行い、数値目標や各施策の内容が、実態をしっかりと反映したものになっているかどうか、その辺をまた適切に推進されているかを、しっかりと点検・評価してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番外（上下水道課長）

下水道のことについて、つなぎ込み、または経営面の部分についてでも、やはり下水道をホテル・旅館と、こういう部分については、いまだ30%が未接続となっておりますけれども、今、つなぎ込み、接続に対しましての補助金制度もあり、この辺も今後やはり見直していかなければいけない面もあるかと思っております。

そういうようなことで、やはり最後はお願いにあがる。今、定期的にもお願いにあがっておるんですけれども、これまで以上にもお願いにあがっていききたいなと思っております。

また、担当課だけじゃなしに、他の課とも協議しながら進めていかなければいけない面もあるかと思っておりますので、その辺は十分連携しながら進めていきたいと思っております。

○議 長

あと、電波基地、低周波の、医学的にどうかという部分、これの回答はありますか。

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

低周波の健康被害についての医学的根拠が、まだなかなか確定されていないという現状がございます。それにつきましては、議員がおっしゃられるように、県とか国の情報といえますか、そういうのを役場としましても、積極的に情報を収集していきたいと考えております。

○議長

答弁漏れはございませんか。

当局の答弁は終わりました。

再々質問があれば許可します。

8番 楠本君（登壇）

○8番

質問書を事前に提出しておりましたので、丁寧な答弁をしていただきました。

最後に、環境の問題については、町長もおっしゃられているように、生活環境課だけのものじゃなしに、各課横断的にプロジェクトチームをつくって検証をかけていきたいと、こういうことですので、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、堀本上下水道課長から話がありましたけども、古久保議員も言われましたけども、やはり、つなぎ込みやし、量もあるんですよ。結局、下水道の施設に対する量が少なかったら、電気工事にしても第一次、第二次とやっているわけですよ、追加工事で。下水道事業団で言われたままの値段で、これ、今まで設備投資をかなりしてきてあるわけですよ。

要は、内容の伴う、つなぎ込みもそうですけれども、実態が、結局、その流入量が大きければ、それが利益になってくるということですから、その点も踏まえて、我々議員も、昔は公共下水道委員会があってパンフを配ったりしましたから、そこは私らも頑張っていくつもりですから、担当課としても頑張ってもらいたいというふうに思います。

最後に、電磁波とか低周波の関係については、これは県の指針やとか、環境庁の指針が、まだはっきりした部分が出ておりません。積極的な情報収集をやって、町民に不安がないような格好でお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時56分 再開 13時13分）

○議長

では、再開します。

事務局長より諸報告を願います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

休憩中の議員運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は、14番丸本議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。

なお、第4日目、13日金曜日の開会時間は午前9時30分とし、一般質問と議案審議の日程となりますので、ご了承いただきたいと思います。

本日、一般質問終了後に議員懇談会を開催しますので、ご了承よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしく願いいたします。

引き続き、一般質問を続けます。

2番、三倉君の一般質問を許可します。

三倉君の質問は総括形式です。

2番 三倉君（登壇）

○2番

議長のお許しが出ましたので、登壇順位に従い一般質問を行います。

質問の内容につきましては、既に通告しております。殿山ダム水利権の更新と河川改修について、1つ、観光について。1つ、教科書の採択。以上3件を質問し、当局の意見を聞かせていただきたいと思います。

質問の内容につきまして、一部通告していない部分もありますが、数字的なものではなく、意向をお聞かせ願いたいというのか、考え方ということなもので答弁をいただけるのではないかとこのように解釈しておりますので、よろしく願いいたします。

最初の殿山ダム水利権更新と河川改修について、お尋ねしたい。

日置川上流は、昭和32年関西電力が発電を目的として建設した水利ダムであります。有効貯水量は1,379万5,000立米のダムで、周囲の地形や当地方の降水量からすれば貯水できる器が小さいのではないかと、私個人であります但し思っている次第であります。

ダム建設以降、ダム下流では2年に1度の割合で、大、小ありますが、水害の被害に遭っています。とりわけ昭和33年の台風17号によって起きた水害は悲惨でした。それと、平成2年の19号台風による水害による被害も甚大で、被災者の方々の傷は、今なお癒えてないと私は思っております。昭和33年の大水害では、住民訴訟があり、県議会でも大きな問題として取り上げられました。平成2年9月19日の水害、また平成9年7月の水害でも下流の被災の住民から、住民訴訟を起こした経緯があるわけでありまして。

このように、何度となく繰り返される洪水・水害の中で下流住民からは、ダムの撤去やダムの操作規程の見直しについて、県や関西電力に強く訴えてきたわけでありまして。

そんな経緯の中で、ダム撤去とはならないまでも、操作規程の見直しについて、少しずつ見直され、今日に至っています。今、申し述べたような日置川水害・被害の繰り返される今日に至っている中で、このたび、2度目の水利権の更新について行われるわけでありまして、水利権の更新にあつては、関西電力が昭和29年7月30日、和歌山県知事より水利権の許可を受け、許可期限が30年という中で、更新を昭和59年7月31日、水利権の許可の更新を和歌山県と関西電力で行うという形の中で、県からの意見聴取に対して、2カ月おくれの昭和59年9月29日付で回答してあるということのようでありまして。

来る7月31日をもって、水利権の許可期限が切れ、第2回目の更新を和歌山県と関西電力が取り交わすということの中で、更新の期限である平成26年7月31日までに、関係市町村長である白浜町長の意見を、和歌山県に対して述べることができるのかどうかということでありまして。

先般、6月3日の全員協議会の中で、ダム水利権に係る更新への説明はありました。しかし、その期日が7月31日までということで、あと1カ月半の日程しかない中で、地元の意

見、日置川にかかわる諸団体の意見や要望、町としての意見や要望、これらを集約して、県への意見書の提出ですから、日程的にできるのかどうかということでもあります。それから、その要望書の内容について、どのような形の内容が要望として、今当局として持っておられるのかというようなことについてご意見を賜りたいと思います。

殿山ダム水利権更新については、とりあえず、1回目の質問につきましては、そういうようなことで質問いたします。

引き続きまして、観光についてであります。去る5月28日付の地方紙に、「白浜の観光振興問われる町政の本気度」と題して記事が掲載されておりました。その記事によりますと、白浜町の観光依存度が4割以上になると、町の調査で初めてわかったということでもあります。

白浜温泉は、有馬温泉、道後温泉と並んで日本3古湯の1つであり、町内には湯治場として有名な椿温泉もあると載ってありました。また、私が何かのことで教わったことの記憶の中に、泉都として観光地白浜は、関東の熱海、九州の別府と並び称されている温泉地であるというようにも記憶しておるわけです。このようなイメージと実態をあわせもった観光地白浜を今度、これからどのような形で、観光立町として町長は発展させていくような意気込みの中で取り組まれていくのかということにお伺いしたいと思います。

観光への取り組み、幅広い対応の中の1つでもある来町者への気遣いからということ、私、今回、テーマというんですか、ちょっと質問として通告しているわけではありますが、これから申し上げる例えが、通告しているテーマと少し離れているというようにとられても致し方ないかなというような気もしないでもない例題なんですけども、例えば、所在地の住所が白浜町1600番地ですというように答えた場合と、それから、仮にでありますけども、住所が白浜町巖辺1丁目1番と答えるのでは、泉都観光地白浜のイメージとしては、どのように感じられるかということでもあります。

今申し上げた住所は、白浜町役場の住所であります。その役場の住所を、仮に、白浜町巖辺1丁目1番としてみたわけでもあります。イメージということにつきましてはですけど、感覚というのか、感性というのか、フィーリングというのか、そういうことで話をさせてもらうものですから、個々とりえ方については、いろいろだと思っておりますけども、当局としてはどのように感じるのかというようなことについて、お尋ねしたいと思います。

それから、今さっき申しました熱海も別府も有馬、また道後も、庁舎のある所在地は全て住居表示という形で行われているわけですね。やっぱりイメージ的に、泉都というのですか、観光地というのは開けているというのですか、やっぱりそういうような垢抜けしているようなイメージを持っているのではないかと、私は思うわけがあります。

少し余談になりますけども、この4つの観光地の観光協会の所在地は市役所庁内にはないわけですね。その辺が、どうとらえるかということになるのですが、その理由の1つには、庁舎というのは、祝祭日、土日は休みですね。観光というのは、やっぱり祝祭日、休みのときにお出でになるのではないかなというようなこともあるからではないかということ、余談ですけども少し話させてもらいます。

話を元に戻します。来町者への気遣いということで、来町者に対する町民の方々の対応、接し方についてでありますけども、町内に存在する施設等の所在を尋ねられたとき、大きなホテルや名の通った店舗などを尋ねられた場合は、大体、町民の方は教えられることができると思うわけではありますが、そうでない小さな商店や小さなペンションを訪ねられたとき、

どのように教えることができるのかというように、心配するわけであります。

と申しますのは、先ほどから申しまわっていますように、結局、白浜町何番地という形でだけ表示されているものですから、白浜町何番地はどこですか、というように言われた場合、それが即座にして、町民の人がどれだけ答えられるのかと、来町者の方にとという意味合いであります。町民の方が教えることができる人が少ないのじゃないかと思うわけでありましたが、その辺について、町長の感覚と当局の感覚ですから、いろいろあるんですけども、私はそうとらえるんですから、その辺についてはいかがなものでしょうか。

町民が来町者に所在を答えられないと、笑顔で会話してても、尋ねられたことを答えられないということ自身が、その来町される方々に対して、大変不親切であるというようにとれないかというようなことを、私は思うんです。やっぱりもてなしということの中で、こういうことがもてなしの1つに欠けているんじゃないかなというように、私は思うからであります。

町道や県道の交差点には、地名や字名を掲げ表示してあって、瀬戸地区におきましては、瀬戸1丁目から3丁目までであるようにお伺いしているわけです。また、その1丁目から3丁目までという形の自治会も存在するようであります。また、湯崎においても、1丁目から3丁目までの町内会があるというように聞いているわけですけども、その湯崎においても、住所の表示の仕方は白浜町何番地という形であるわけです。私は旧鉛山村の住所表示の方法について、観光面だけでなく全ての面から住居表示の方法ではとるべきではないかと思うわけであります。

今回、観光からということで、町長は観光ということの中で力を入れているようにとっているものですから、こういう面からもということで質問させていただいたんですけど、以前は、住まいされている住民、またほかからのというような形の中で、住居表示についてということで質問した経緯は二度もありますし、また勇退された正木司良議員も二度、三度、一般質問されたという経緯もあるわけであります。

今申し上げている住所の表示の方法に、住民の方はもとより役場の職員の方についても、書類作成、住民への通知文等について、不便さを感じないのかということが一番、私として懸念するわけであります。一番、私として懸念するというか、もうたまらんなというぐらい思ったのは、今回、二度目の選挙でありました。1回目の選挙でもそうだったんですけど、二度目の選挙で後援会の方々に入会、もらうわけですね。入会もらったら、白浜町何番地しかいてないわけですね。その方に、電話が書いてなかったらどうやって調べるかというのと、調べようがないわけです。また、その人にお伺いして、実はこうこうで出るものですからよろしく、とお伺いしに行くのに、その場所がどこであるか全然わからないということですね。そういうのが、私だけだったんだろうかと。やっぱりそういうことの重ね重ねというのですか、積み重ねのものが、町民の方にはないのかというようなことを思うものですので、再度、また質問したということであります。

その話の中で、財源はすぐ言うわけですけども、余りこの物事については、財源は必要にないと思うんですね。結局、職員の給料と職員の知恵があれば、ほとんど賄っていきけるんじゃないかなと思うわけであります。

そういうことからして、私が今回で三度目ですし、勇退された正木議員が2回ほどしている中で全然取り組まないと、また不便さを感じないというようなことについて、私は余り物

事に重要視してないのかということが憤りを感じるようなことであります。

次に、小さなことなんですけども、来町者への気遣いからという一連の中で申し上げた話で、項目についての質問については終わります。

引き続きまして、空港の利用とリピーターと、それから宿泊客ということについて通告しているわけでありますけども、この件、関連があるものですからもう一括して質問させていただきたいと思うんですけども、よろしゅうございますか。

町の経済の43.1%が観光にかかわるという町で、年間には300万以上の観光客が訪れ、宿泊客は県内で最も多い。しかし、10年から4年連続で200万人を割り込んでいるという事実。この実情からの脱却に、どのようにお考えなのかということについて、町長にお伺いしたいと思います。昨日、水上議員の質問でもありましたけども、重ねて答弁を賜りたいと、このように思います。

その割り込みということの中で、今度、明るい兆しというのですか、そういった中で、宿泊については、外国人宿泊客が少なからず伸びの状況にあるという中で、これからは、白浜空港への利用について、また利活用について、格安航空の乗り入れ等の提案を申し入れるわけでありますけども、どうだろうかというようなこともあわせてお伺いしたい。

そんな中で、外国人の観光客の来町が多いという中で、今後の見通しの中で、東南アジア、中国、韓国、台湾等の地域に対して、国際便の定期便というのですか。2週間に一編なり、ひと月に一編でも、そういう形の国際便の就航についても、関係機関等に働きかけていって、宿泊等についての考え方というか、活性化と言ったらいいのですか、そういうことについて持っていってはどうかということについて思うんですけども、いかがでしょうか。

いま1つは、地方紙では、熊野古道世界遺産登録10周年に合わせ、大型観光宣伝活動が始まると。そんな中で、少しでも長く滞在してもらおうことの取り組み、これを観光振興のステップにしたいというような格好の記事で、地方紙は取り上げていただいていたわけでありますけども、こういったことにヒントを得て取り組むべき、これから取り組むことではあるとは思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

今申し上げた世界遺産熊野古道というのは、もう皆さんご存じのように山を歩くわけですね。いにしえ人の歩いたあとをロマンを求めて歩く方や、またある人は、心の癒しを求めて歩く方というような形の方も多いと思うわけです。いずれにいたしましても、そういうことを昼間、道を歩くわけですから、体も疲れてくるというんですか、快い疲れであったり、また疲労であったり、各氏いろいろでありましようが、その疲れを温泉と客のもてなし、また料理等で癒やしてくれるというような形で大々的にPRしもっていけるような形の中で、宿泊客をつかむ。きめ細かなメニューづくりを考えてはどうかと思うのでありますが、いかがでしょうか。

リピーターと宿泊客について、旅行の目的についても多様化してきた今日、いろいろなメニューの作成に、今一度見直し、取り組んでいってはどうかというように提案申し上げますが、いかがでしょうか。

観光については以上です。

引き続きまして、教科書の採択について、移らせていただきます。

本年は小学校で使用する教科書の選定の年度ということでもあります。私が申すまでもなく、教科書は今後の日本を支えてくれる子供たちに対して、最も大きな影響を及ぼす要因の1つ

である材料と思うわけであります。この多大な影響を及ぼす教科書を、本年度当地方において、どこの出版社の教科書を採択するのかということと、採択選定にあつてはどのような基準で、当地方で使用する教科書の採択をするのかということについてお尋ねしたいと思います。

また、その採択ということにつきまして、だれが採択の場に出るのかと。本来、私どもの思うのは、教育長さんが参加されるというように思うわけでありますが、その辺についてお尋ねしたいと思います。

選定・採択にあつては、私は、特に社会科の教科書について、また地理の教科書についての採択に懸念するものであります。平成17年に小学校の教科書の検定があり、このときの社会科の教科書には、以前から比べ記述の改善が一部で見られたものの、日本を悪者に描く反日自虐史観が目立った教科書が多く、歴史観や教育観にまで検定が踏み込んだ状況ではなかったということでもありますけども、今回、当地方で使用する教科書についてはどうかということでもあります。

以前は、そういうような自虐史観的、反日の描く教科書しかなかったもので、そういった教科書の中で、より最善の教科書を使ったというようにお聞きしているわけでありますけども、今回はどうやろうかというようなことでもあります。

今回の教科書選定・採択にあつては、いかがお考えですか。義務教育において、最初に向き合う歴史の問題であり、領土の問題であり、国家についての教育観、強いては郷土愛への問題でもあるわけですし、最初に教わったこと、その記憶したことは、なかなか記憶から消えないし、強い思い込みがきつく残っているわけです。また、残ると思うわけであります。大変な時期である小学生の児童に対して、どうでしょうか。

ちなみに、その教科書の選定についてでありますけども、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、お隣の韓国には教科書の選定・採択の制度は全くなく、中央政府から統一教科書という形で配付されるということだそうであります。したがいまして、今も問題になっております竹島等の問題にありましては、史実歴史に関係なく、韓国の領土であると一方的に教え込んでいるわけです。したがいまして、それが試験に出た場合、史実を正しく認識している子供が、日本領土であると答えた場合、答案用紙ではもう不正解と判定されてしまうという事実であります。

そういったことの中から、そういうような大変重みのある教科書の選定に当たって、検定というのは、国の方で、文科省の方で決めることになるわけですが、それに添った教科書を使用するに当たって、当地方の教育委員会として、どういうことなのかということ。

以上3点。1回目の質問を終わります。

○議 長

2番、三倉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま三倉議員から大きく3点に分けてのご質問をいただきました。まず、私からは、1点目の殿山ダム水利権更新につきましての、期限までに県へ意見聴取に対して回答できるのかというご質問でございます。

水利権更新の期限と申しますのは、ご存じのとおり平成26年、ことしの7月31日まで

となつてございます。殿山ダム水利権更新につきましては、庁内検討委員会を設置しまして、副町長を委員長として、現在、鋭意取り組んでいるところでございます。また、多くの住民の方々に水利権更新に対してのご意見やご要望をお聞かせいただくため、去る5月19日から6月4日までに、7会場におきまして地区懇談会を開催いたしました。水利権更新につきましては、地域住民の意見・要望をしっかりと受けとめ、慎重に町として取り組んでいかなければならないと思っております。

今から、7月31日までには残された日程は限られておりますので、更新期限までに仮に回答できない場合は、和歌山県の方に延期をお願いしていきたいというふうに考えてございます。それまでに、もちろん具体的に進んでいけば、期限までに間に合うようにも努力をしたいと思っております。

続きまして、観光地における住居表示につきましては、最後に答弁させていただきますけれども、観光についてということで、2点ほどご質問いただきました。

まず、宿泊客が200万人に届かないということで、なかなかここ数年伸びてはいないんですけれども、そのことにつきまして、年間で300万人を、日帰り客を入れますと超えてはおる状況の中で、やはりいかにして日帰り客もそうですけれども、とりわけ宿泊客については、この現象からの脱却に向けて、これからさまざまな施策を講じていかなければならないと考えてございます。

そんな中で、やはり観光客の誘致、誘客に向けては、何が一番大事かということでありませうけれども、やはり私はこれからもまず一番大事なのは、まちづくりの中で観光ということ考えたときに、白浜町には多くの地域資源がございます。もちろん海、山、川、こういった自然もございませうし、風光明媚な観光名所がたくさんございませう。それをもちろんPRすることも大事でございますけれども、やはりリピーター対策というの大きな要素であろうかと思っております。

そのためにも、現在、力を入れているのは、スポーツ合宿ですとか、あるいは教育旅行の誘致に取り組んでございます。これによりまして、宿泊客の増加につながるということであれば、まちとして連泊をしていただけるような、1泊を2泊、2泊を3泊というふうな相乗効果があらわれるような取り組みや仕掛けをしていかなければならないと考えています。南紀白浜トライアスロン大会などは、その典型だと考えています。

少なくとも、今現在の置かれている白浜町の昨今出ました経済的な数字の裏づけの中で、やはり今現在の目標というのは、特に設定をしておりませぬので、少なくとも宿泊客を考慮しますと、やはり一度数値目標をすべきであろうというように思っております。近々、経済3団体の皆様方とも意見交換をしまして、私も含めてメディアの皆様にもご報告する中で、いかに数値目標を設定して、例えば200万人の宿泊客を白浜町としては目指すというふうなこととか、さまざまな大きな目標になってきますけれども、取り組みができると思います。その中で、先ほどご提案いただきましたメニューづくり、あるいは新たな仕掛け、演出づくりも重要であろうかと思っております。

本年は熊野古道が世界遺産に登録されまして10周年を迎えます。大辺路をもっともっとPRしていかなければならないとも考えてございます。そして、また番所山の整備が整いました。ここにも、やはり多くのお客様にきていただくような、具体的なメッセージの発信をしていかなければならないと思っております。

ジオパークの取り組みもしかりであります。そして、また日置におきまして、日置地区で行われております参加体験型観光、これにつきましても、今までの枠組みでなく、やはり日置プラス椿、富田の皆様方にもご協力いただいて、日置川地域でなかなかできない部分のメニューとか体験型観光につきましては、椿地区、あるいは富田地区の皆様にもご協力いただいて、あるいはもっと言えば、すさみ町の方々にも協力いただいてもいいかと思っております。その辺のことも、これから視野に入れて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、やはり今まではなかなか具体的な目標と言いますか、大きな視野に立ってビジョンがなかったと思いますので、この26年度におきまして、数値目標を設定して350万人なら350万人を観光立町として目指すというふうな具体的な、これは目標が必要であろうと。そのための裏づけとしては、根拠となるような施策を反映してまいりたいというふうに思っております。

それから、空港の利用客についての増加を視野に入れた対応ということでございますけれども、これも、昨今、新聞等地方紙に出ておりました。白浜町民の方々のご意見もございました。私も、この空港の利用につきましては、関東のみならず、やはり関東から以北、すなわち東北地方とか北海道、この辺の割引運賃が羽田以北の方面にも、今ございますので、その辺のPRをもっともっとしていかなければならないと思いますし、同時に、国内線のみならず、海外からのインバウンドのお客様をできるだけこの白浜町に、和歌山県のみならず白浜町に来ていただけるかということ念頭に入れて取り組んでいかなければならないと思っております。

そのためにも、格安航空会社いわゆるLCCを使った就航ということも、やはり考えて行かざるを得ないのかなとは思っております。近年、このLCCが世界的に注目をされておりますけれども、このLCCというのは、機内外のサービスの簡素化やそれに伴いまして、人件費の圧縮、あるいは低離発着料金空港の利用などによりまして、大幅な低運賃化を実現した航空ビジネスモデルであります。観光交流増加などの効果があることから、その導入により空港周辺観光地域はもとより、広く関連セクターへの各種波及効果が期待されています。

LCCは180人乗り程度の機材、搭乗率は80%を見込める路線に主に展開されております。現在は、成田、あるいは関空を拠点として札幌、那覇など拠点的な空港へ就航されております。白浜空港の現状を考えますと、これらの条件を満たすことはいささか難しいというふうには考えてございますけれども、今後、機材が増えていく中で、地方空港への就航が検討されてくると思いますので、引き続き白浜町としましては、当面は情報収集とそのあたりのいろいろな調査に努めてまいりたいと考えています。

最後に、観光地における住居表示についてということで、ご質問をいただきました。以前にも、議員からは同様の質問をいただいておりますので、重複する答弁になるかもしれませんが、ご了承ください。

観光の中心地である温泉街を含んだ白浜地区を住居表示対象地域としますと、面積で約8.26平方キロメートル。戸数としましては、約3,000戸であります。白浜地区につきましては、地番に大字名がないため生活上、または行政の仕事を進める上で大変不便であることは議員もご指摘のとおりでございます。

議員からございましたように、観光地として来訪者にとってわかりやすくせよとのご提言

は、ごもつともだと思っております。白浜町何番地だけですぐにわかるのかということであれば、本当に、これは私自身もわかりにくいということで答えられないケースも随分とございました。不便である、不親切であるということは、もうこれは言うに及びません。ですので、これはおもてなしに欠けると言われても、これは事実であります。

しかし、実施するとなりますと、やはり課題もございます。住所、本籍、不動産の表示によって表し方が異なりますし、複雑になる面もございます。行政としましては、地番図の修正、あるいは地籍調査等が必要となります。また、住民の方々には土地の登記、自動車等の運転免許証、住民登録、戸籍簿、年金等の住所変更の手続きが必要となります。こういったことも課題としてはございますけれども、やはり対象となる地域住民のご理解とご協力は不可欠であります。

ただ住居表示につきましては、長期総合計画にも掲載しておりますし、前向きに、これはもう取り組む必要があるかと思っております。現在、国体開催、学校施設の耐震化など、実施中や実施予定の事業も数多くあります。その中で、事業の緊急性、費用対効果などを十分考慮し、また、他の市町村の取り組みを参考しながら、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

財源は余り必要ではないのではないかということも確かに、その辺も再度精査をいたしまして、取り組んでいけるところは、まずは、この住居表示につきましてはの課題として早急に取り組んでまいりたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

私の方からは、第1回目の質問に答えさせていただきました。残る質問につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議 長

番外 教育長 鈴木君（登壇）

○番 外（教育長）

それでは、三倉議員さんの3点の質問についてお答えいたします。

議員さんが言われますように、教科書は小中学校及び高等学校において、主たる教材として使用義務が課せられている図書であり、児童・生徒の教育を行う上できわめて重要な役割を果たしております。

したがって、教科書検定制度のもとで、教科ごとに数種類発行されている教科書の中から、学校で使用する1種類の教科書を決定するということは、教育委員会のなすべき大きな仕事であると、このように考えております。

そこで、最初のご質問の教科書の選定・採択に当たっては、どのような基準で、当地方で使用する教科書を採択するのかというご質問でございますが、その基準は、それぞれの教科の学習指導要領の第1の目標と、第2に示されている各学年の目標及びその内容であります。

小学校社会科では、社会生活についての理解を図り我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者としての必要な公的資質の、その基礎を養うというのが目標に掲げられております。よりまして、これに準拠しているかが基本となっております。今回、小学校社会科教科書目録には4社、地図については2社が上がっております。当然のことながら、いずれも文科省の教科書検定を経て、教科書目録として位置づけられてございます。

次に、教育長は教科書の選定・採択作業に参加するのかどうかというご質問についてお答

えします。

本年度は、議員さんが言われるとおり小学校の教科用教科書の採択年度に当たります。したがって、西牟婁地区教科用図書採択協議会の要綱規約に従って、4市町村の教育委員長、教育長、そして教育委員からなる採択協議会を立ち上げているところであります。採択協議会は専門的な見知を備えた委員からなる研究調査員、研究調査委員会並びにPTA代表や学識経験者、学校の校長先生方から構成される選定審議委員会というのがございます。ここへ諮問して、その答申を踏まえて、教科書採択協議会が慎重に採択を進めていくということになっております。よりまして、採択協議会の委員である教育長は、当然のことながら採択にかかわるということでございます。

3つ目のご質問の、日本を悪者に描く反日自虐史観が目立つ許可書は選定・採択すべきでないというご意見について、お答えいたします。

どこの国におきましても、その国の長い歴史の中には、光の部分と陰の部分があると思います。しかし、その陰の部分をとことん大きく取り上げたり、偏った記述が顕著なものならば、子供たちに我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てるという小学校社会科学習指導要領の目標から適切であるとは言えません。

しかし、また逆に辺境ナショナリズム、国際社会に生きる平和で民主的な国家、社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うという、この大きな目標の観点からやっぱり逸脱すると、このように考えております。

今回の小学校社会科の教科書は当然のことながら、文科省の検定を通過したものであり、それぞれに工夫をこらした教科書になっているものと、このように考えております。

なお、北方領土、竹島、尖閣諸島につきましては、全ての教科書に、地図において、我が国の領土として表記がなされております。

以上でございます。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君（登壇）

○番 外（日置川事務所長）

ただいま三倉議員から、地元の意見や要望を集約して日程的に提出できるのか、要望書の内容についてはどうなのか、とのご質問をいただきました。

地元のご意見やご要望につきましてですが、地区懇談会で出されました意見・要望を、現在、町としてとりまとめの作業を行っているところでございます。また、日置川区長会としても各地区からの要望を6月10日までに取りまとめていただくということになっております。その後、発足を予定しております殿山ダム水利権更新対策協議会で集約してまいりまして、内容を精査・協議いたしまして、要望書・意見書を作成していきたいと考えておるところでございます。

また、日程的にですが、町長も申しましたように、更新期限までに提出できない場合は、県へ延期をお願いしていきたいと考えておるところでございます。

○議 長

番外 観光課長 古守君（登壇）

○番 外（観光課長）

空港利用の取り組みにつきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

空港利用促進の取り組みとしまして、空港利用促進実行委員会というのを、県、それからJALさん、その他関係機関と結成しております、その中でも、その事業としまして、日本航空とのタイアップ、羽田から南紀白浜便のプロモーション活動の実施は、首都圏旅行エージェントとして、南紀白浜空港利用商品の企画・造成の働きかけ、日本航空に対しましては、安定した搭乗客が見込める期間での一部便の大型化や、それから特割設定の期間の拡大の働きかけ等々と県と連携しながら行ってございます。

それから、また平成25年2月より青森、秋田、北海道方面の乗り継ぎ割引運賃というのが、これまでなかったものが導入されまして、そのPR活動も実施してございまして、北海道、青森、秋田方面からもお客さんが増えてきているというふうにお聞きしてございます。

このように白浜空港の促進、認知度アップの方法といたしまして、常に情報を発信していくことが白浜空港の認知度をアップさせ、それが白浜空港を利用した観光客の増加につながるのではないかと考えてございます。

それから、あと、世界遺産を利用したというふうなことでご意見をいただきました。世界遺産といいますと、ことし10周年ということで、この秋にはデスティネーションキャンペーン、JRとタイアップした企画がございまして。その中でも、この6月、先週の三宮、それから7月の夏休み前には岡山、それから九州、北陸、東海、こういったところに県とタイアップしながら、こういった世界遺産を中心としたデスティネーションのキャンペーン等々に取り組みをさせていただきます。

それから、メニューということになりましたら、田辺の熊野ツーリズムビューロー、こういったところで、そういった世界遺産を取り組みとした旅行財団をこしらえていただきまして、現在かなりこちらの方の、熊野古道の方のお客もそこらを中心にふえてきているというふうにお聞きしてございます。

それから、町内におきましては、このDCに向けまして、旅館組合の方で、こういった熊野古道まで泊まっていたいただいたお客さんを直接送迎するというふうな、直接送迎するというふうな取り組みを開発しているというふうにお聞きしてございます。

このようなさまざまな取り組みをしながらPRをしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

答弁漏れはないですか。

答弁が終わりました。

再質問があれば許可します。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

それでは、再質問させていただきます。

殿山ダムについてであります。殿山ダムが利水ダムということから、ダムの操作規程の変更は大変難しいとされております。なかなか応じていただけないというのが実情でありました。

そんな中、被害の回数や被害の大きさ、住民からの訴訟などでダムの操作規程については、少しずつながらでありますが見直され、平成15年8月の水害後に、ダムの操作規程の内容

が予備放流において、大規模取水が予想される時、ダム水位を12メートルから10メートルにまで下げて洪水に備えるというように変更されたわけでありませぬ。

操作規程が変更されて予備放流によってダム水位が10メートルまでにとした中で、平成16年6月の台風6号、同年10月の台風23号で、ダム下流域で被害が起きたわけでありませぬ。平成23年9月の台風12号で、日置川の氾濫も大変ひどかったわけでありませぬが、日置川ダム上の降雨量より、古座川流域での降雨量の方が多かったこともあって、古座川にある県営ダムの放流操作について、一部マスコミが放流操作について取り上げたことがあり、その後、県がダム放流操作の規程の見直しをしたわけでありませぬが、その時、日置川の殿山ダムに係る操作規程についても見直しをされ、予備放流にかかる水位については、県と関電の協議の中で、7メートルにまで下げるといふようになったと言っておられるんですけども、そのことについて、ちょっといまいち、私の方もはっきりせんもんでせうから、今回、そのことについてお尋ねしたいということと、そのダム水位をある一定の気圧と、ある一定の場所に台風が来たときに、7メートルに予備放流を下げ、それで大規模水害に備えるのかというように前に受け取ったんですけども、その辺について、ちょっと7メートルまで下げたときに、ダムの発電機能がなくなるというように聞いているもんでせうから、その話の中で、今一度、今度のダムの水利権の更新にあたって、その辺も詰めていかなければならぬ問題の中でどうなのかということについて、いまいちお尋ねしたいわけでありませぬ。

ただ、7メートルに下げるといふように聞かせていただいてから、台風の襲来はありませぬ。操作規程について、アメダスを利用した予想降雨量が把握できるようになった今日、今一歩踏み込んだ操作規程を要望すべきでないかと思っておりますが、いかがでありませうか。

予備放流後から、台風接近に係る降雨量との兼ね合いの中で、操作規程について見直しただけの要因があるのではないかということでありませぬ。おくらせ放流であったり、ダム放流により、より自然に近い形で放流するというようなことで操作規程については織り込まれてあるわけでありませぬが、ダムからの放流は一気に放流することであって、流量については同じであっても、水そのものが持っているエネルギーは違ふように思うわけですね。だから、そういったことからしたら、自然に近い放流ということも根本的から考え直してもらふべき問題があるのではないかと。そういったことから、ダムの操作規程についても要望として、地域住民として申し上げていくべきではないかというように思うわけでありませぬ。

それと、今の流量が同じであったって、水の持つエネルギーということから変わってくるという中から、日置川河川について、少しお尋ねしたいわけですね。お尋ねしたいということと、その要望の中へ河川の改修についても、やっぱり織り込んでいくべきではないかというようなことの中から、河川法では河川の改修は下流から実施し、完成していくということだそうでありませぬ。

日置川においては、矢田地区の河川区域の用地問題等が絡み、いっこうに進捗状況が見られなかったわけでありませぬが、昨年度、地域の方もあるわけですけども、担当課のかんりの努力で、また地権者、関係者のご理解のもとに用地に係る予算が議会で取り上げられ、それが議会でも快く受け入れ承認しているわけですね。そういう経緯がある中で、今年度において県が日置川河川に係る当該地への予算は、どのような形で対応していただいているのかということでありませぬ。

それと、矢田地区については、河川の改修については、県の見直し計画というんですか、全体にもなるんですけど、それについてはどのような形なのかということでもあります。矢田地区から、少し上流の田野井地区にあっては、支流の中楚川と本流の合流地に樋門を設置したわけでありまして。その樋門を設置したことで、4門における中楚川への逆流というのはなくなったのでありますが、本流からの濁り水がなくなったということでもあります。

冠水により逆流はなくなったんですけど、樋門の下流に、県道がその樋門よりも低いんですね。その低いことによって4門を放流した場合に、樋門はいいんですけど、県道から田野井平野に流れ込んで、結局、濁流というんですか、濁った水が流れ込むというようなこともあるわけですね。

それと、いま1つは、そういったことから、田んぼ、畑だけじゃなしに、民家に浸水し、民家が床上浸水にもなったというような経緯もあるわけですね。ですから、そういったことから、樋門の問題もさることながら、今、樋門ができたんですけども、県道下流の、県道敷きについての河川の改修に絡み、その辺についても、今度の更新に当たって、やっぱり要望の中へ盛り込むべきものではないのかというようなことについて思うわけです。

それと、いま1つは、たまることによって、結局、農家の方が2年に一編、必ず、つかるわけですね。つかることによって、農業に対する意欲というのが、そがれてしまうわけですね。だから、子供にあと田んぼ、畑をするように、農業を継げということをよう言わないような状態が、今出てきているわけですね。そういったことは、やっぱり樋門してもらって、あと今度、ポンプアップで流すというようなことをお願いしているわけですけども、そういったことの中で、やっぱりなかなか予算が絡む云々というんですけど、予算も予算なんですけども、費用対効果ということと、国土を守るとということと、町長がおっしゃる安全なまち、安心して住めるまちという根底からも、そういったことをやっぱり今の水利権の更新の中で取り入れて、取り組んでもらいたいというように思うわけですね。

それと、いま1つは日置川にあって、河川改修が今までずっと下流からということで滞っているわけですね。その場所としましたら、田野井の川村民宿さんの下であったり、また安居の用水の取水口付近であったり、それから宇津木橋の下流の右岸がもう崩れているというようなことであったり、それから、大の下流でもそういうことが見受けられるわけですね。そういったことについて、ほかにもダム放流云々によって農業用水の取水口の問題であったり、あるわけですね。

そういったことから、各区の方々に寄っていただいて、そういう要望書を取り決めていくということにはなっているんでしょうけども、そういったこともあわせもって、これからの水利権の更新にあたって取り組んでいただきたいと。

今申し上げたのは、結局、どうこうというのは、私の一般質問の中であれせえ、これせえと言うたら要望にもなりかねるので、ほかにもいっぱいあるんですけど、大体そういう場所もあるということのみを含んで、ダム更新に当たってということについての質問は終わります。

引き続き、教科書なんですけども、教科書の採択の問題にあっては、審議委員会があり、その中で教育長がかかわっているということの中で、そういった中から、指導要領にのっとった教科書を選定するというようにいただいたものですから、大変ありがたいというように思うわけでありまして。そういった形の中で、白浜町としての、教育長としての教育に向かっ

での検討をして、申し述べていただいた、そういった教科書の採択にいただけたらなと思うわけでありませう。

それと、少し教科書の採択と異なるんですけども、社会科の歴史なんです。北方領土の問題について、中学生の現地視察研修が、毎年8月に行われているということだそうです。ことは、その現地視察研修に、私の母校でもあります日置中学校の生徒さんが、県の代表として参加するということだそうです。大変、先輩として、そういう場に参加にする、そういう場で見識を深めるといふことでありがたいことであるわけです。人にはそれぞれいろいろな考え方がある中で、史実を学び、現実をとらまえ、いろいろな意味で今後のために勉強してほしいと私は願っております。

教育長、そこで、ことは日置中学校の視察で終わるといふ形になるんですけど、今後、町内の各中学校にも、こういったような機会・チャンスをつくっていくべきではないかというように思うのでありますが、いかがでしょうか。

それで、2回目の教育委員会に対する質問は終わります。

観光についてですけども、これも先般、地方紙で載っていたわけでありませうし、また、町長が先ほどおっしゃっていた話でありませうけども、番所山についてであります。

番所山についてですけども、活性化して整備できたといふことでありませうが、私はその番所山にいま1つ手を加えて、たいそうな手の加え方じゃなしに、珍しい品種の植物を、西日本一ぐらいの大きさになるような規模で植栽して、そういう形の中で、その植物を最低年に一編でも見に行つてこうかと言えりぐらいになるような規模の公園にも、今は今であればあれでいいんですけども、そういうようなことも含めた中の集客のことを考えてはどうかと思ふわけですね。

例に出しますと、レッドデータブックといふんですか、絶滅危機種といふんですか、そういうような形の中に、シランといふランがあるんですね。そのシランといふランは、番所山の公園の前に、何本か存在するんですね。私の家にも少しあつたりするんですけども、旧日置川町役場、日置の支所の前にも何本かあるんですね。絶滅危機種と言われながら周りにはわりとあるもんですし、そういうのを公園の中でボランティアの方を集めたりそういうことをして、日本一レベルのそういうのをつくつて、集客の1つにしたらどうかなといふようなことも思ふわけでありませう。

それは予算的に要るんじゃなしに、知恵を出し合ひしていくような話と、やっぱり奉仕の精神の中で、まちづくりの一端になるといふようなことも思つたりしますし、その辺についてのお考えもどうかなと。ただ、今つくつたものの、私の友人が東京から来たとき、自然いっぱいの中で、これでリピーター呼べるのかなと、はっきり申してましたので、いいことはいいけど、自然といふのは周りにいっぱいあると。そんな中で、あれつくつている話の中で、だから、リピーターを呼べるのはちょっとといふような、私の友人はおっしゃっていました。そういうことから、やっぱり年に一度、リピーターを呼べるようなものといふような形の中での取り組みはいかがかなと思ふのでありますが、いかがでしょうか。

それと、余談になるんですけども、やっぱり反対者が多かつたために実現できなかった平原のバラ園といふんですか、3万本のバラ園構想といふのがなかつたのが残念でならないんですけども、やっぱり何かスポットになるようなものといふようなことで考えてもらえたらと思ひます。

いずれにいたしましても、集客にはものというんですか、物体と言うたらいですか。それから、規模とか時期とか場所の選定の中で、ある程度、私が申し上げたものについては、規模も大きくしていく話ですし、場所についてはいい場所ですし、あと地域性というんですか、ものについては、そこで自生しているものがあるということですから、無理なくできるような形のものでもあるでしょうし、あとどのぐらいのものになるという、予算も少し伴いますんですけど、余り大きな予算を必要とするものではないと思いますので、その辺についてどうかなというように思って観光については終わります。

○議 長

大きく3点、再質問ございました。

当局の答弁を求めます。

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

今現在、再質問で三倉議員からご質問いただきました。

ダムの低下目標水位7メートルについてですが、これは、殿山ダム操作規程ではなく、緊急時における殿山ダムの有効活用に関する実施要綱に基づき、平成24年6月から運用されております。

実施内容につきましては、1つ目としまして、気象情報で24時間雨量が330ミリメートルを超えると予想されて、かつ県が作成した殿山ダム流域平均降雨予測システムで同時間内の任意の連続、4時間雨量が115ミリメートルを超えると予想されるとき、また2つ目としまして、降雨予測で連続4時間雨量が145ミリメートルを超えると予測されるときという要綱で定められております。

低下目標水位の実施につきましては、県庁河川課が関西電力へ実施要請しまして、関西電力が実施の可否を判断し、県へ回答するということになっております。操作規程につきましては、議員のご指摘のとおり、もう一步踏み込んだ有効な予備放流とさらなる操作規程の見直しを要望していきたいと考えております。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

三倉議員の再質問いただきました矢田地区の河川改修について、今後の見通し、計画について答弁させていただきます。

2級河川日置川、平成26年3月27日に日置川水系河川整備基本方針が策定されております。平成26年度中には、河川整備計画素案作成にかかり、検討会が実施されます。その後、予定として、平成27年度で地元説明会、公聴会が開催され、近畿地方整備局と協議した後、和歌山県河川整備計画部会で審議されます。その結果、近畿地方整備局長宛に提出し、同意を受けた後、河川整備計画として矢田地区の河川改修事業課の運びとなります。

現在、田野井地区で河川計画されて整備が進んでおります田野井の事業とあわせて、隣接地区での事業着手を検討していただきましたが、地区名の相違から同地区事業として認められなかった経緯がございます。県当局も単独事業での整備計画を進めることは難しく、国庫補助事業での実施を考えておりますので、河川整備計画にのった事業推進に取り組みたいとのことであります。

今現在、何年度から事業実施すると県当局からの回答はいただいておりますが、議員も述べられたように、一昨年用地等解決した中で、急に事業化されるよう強く県に要望してまいりたいと考えております。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

番所山の件につきまして、ご質問いただきました。番所山は県立自然公園区域内にあり、昭和初期から40年代にかけては、動物園や植物園のある遊園地が建てられるなど観光客で賑わいましたが、閉鎖後、施設は撤去され、跡地には一般の出入りができなくなっていました。

そのような中、近年、豊かな自然を観光資源と生かそうという機運の高まりのもと、これらの自然環境を生かしながら展望塔や遊歩道、駐車場などの整備を行いました。

番所山とその周辺には今でも、円月島や塔島などのすばらしい景観と、そこに暮らす多くの珍しい生き物が残されています。

番所山整備の目的は自然豊かな番所山の保全と、自然を基調とした自然と観光との調和であり、その中で自然をよく観察し、海と山が一体となった生態学を学ぶ場とすべく整備したものでございますので、今後も浜辺や森の自然に安全に触れ合ってください、自然を学び、自然を愛し、自然に親しんでいただきたいと思います。

議員のご提案いただきましたシランという部分なんですけど、こちらの方はちょっと私も南方熊楠記念館の職員さんにもちょっと確認をさせていただいたら、天然のシランというのが絶滅危惧種ということで、あそこのものにつきましては、人の手で植えたもので、それには該当しないのではないかとというようなお話もいただいたのですが、ただ、あそこにいるような自然がございまして、そういったものをうまく活用することによって、貴重な観光資源になるということになるかと思っておりますので、それをうまく活用することによってのリピーターの確保、それから宿泊客の増加につながるよう研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

再質問といたしまして、三倉議員より河川改修、あるいは田野井地区での課題につきましてのご質問をいただきました。

やはり、この当該河川整備に伴いまして、当初計画では、県もいろいろなポンプの設置とかそういったことも提案されていたというふうに聞いております。本流からの濁り水が、議員のご指摘のように中楚川へ逆流がなくなりまして、冠水してもきれいな水ではあるとは聞いておりますけれども、田畑の冠水だけでなく、田野井地区は住宅の床上、あるいは床下浸水被害にも見舞われています。

その中で、今まで検討してきた中でも、田畑の冠水をなくす、あるいは配水ポンプの設置、こういったことも検討してまいりましたけれども、なかなか莫大な費用がかかるということもありまして、補助を受けても実施はかなり難しいというふうに感じております。

昨今の台風接近時には、近畿自動車道紀勢線、田野井工区の施工業者にご協力いただきま

して、仮設の配水ポンプ等で対応させていただいて、何とかしのいだということもございません。

また、県所有の配水ポンプ車も要請をしまして、確保させていただいたところでございます。白浜町として、やはり田野井地区の住民の家屋の浸水を防ぐために、今後も排水ポンプ設置や排水ポンプ車の導入等を、県と協議をしながら検討してまいりたいと考えてございます。

まだまだ問題箇所、工事の必要な箇所等、整備箇所等がございますけれども、今回は、私の方からも今ご提言いただきました問題箇所等については、水利権更新時の県への要望事項の一環として取り入れ、交渉すべきということもございますので、議員が述べられたように、水利権更新に伴う地元要望の中で、河川改修等の要望が、各地区から現在も上がっております。その中で、そういった意見を早急に集約して、県当局へ要望事項として取り上げてまいりたいと思います。

また、町では、水利権更新時の要望とは別に、富田川、日置川流域の浸水対策調査が平成26年の、この3月に完成しております。この調査資料をもとに、国・県、関係機関等に浸水対策を早期に着手していただけるよう要望してまいりますし、要望書と計画書の提出に向け、努力をしております。

今後、水利権更新に当たりまして、議員各位には、ご意見、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

再質問の日置中学校の北方領土現地学習に関してお答えいたします。

この事業は、全国の中学生、高校生、この北方領土返還運動の原点の地である根室市に集めまして、研修会を毎年開催しているものでございます。主催は、独立行政法人北方領土問題対策協会でありまして、後援には内閣府であったり、外務省であったり、文科省であったり、さらには、全国の教育委員会の連合会であったり、PTAの組織であったりというのが後援をしております。

今回、日置中学校さんが、積極的にこの募集に対して、手を挙げていただきまして、県教育委員会の推薦をもって決定いたしました。この夏休みに3日間、引率する社会科の教員とともに根室に行って研修を受けてまいります。

北方領土問題の習得と正しい理解、認識、これを深めていくためにも、非常によい機会であろうと、このように考えております。このことにつきましては、町の校長会等でも研修の報告をいただいたりしながら、残りの中学校にもこういうことで広めていき、子供たちにも関心を持たせていきたいなど、このように考えております。

以上でございます。

○議 長

あと答弁漏れはないですか。

当局の答弁は終わりました。

再々質問があれば、どうぞ。

○議 長

○2 番

順番が少しずれるんですけども、住居表示の問題なんです。住居表示の問題については、あらかじめ、知恵だけでいけると。免許証を変える云々というのは、後からのことであったりするんですけど、それで、町長の答弁の中で、面積が8.26平方キロとおっしゃっていたわけですね。それ、一編になかなかできるものではないんですね。いま1つ、3,000戸というんですけど、だから、場所、場所くぐりながらいけるということと、開発しているところには、地積測量図があるんですね。地積測量図から、だから、どここの場所については、何丁目何番地というような形のものでいける話ですし、地籍つくるには、文筆している図面がもうありますからね。開発したところは。だから、そういうことからしたら、芙蓉台であったり、またオレンジランドの方であったりしたら、できるというように可能性はあるわけですね。ただ、その後、住民の方には今言う字がついていない、地名のついてない番地になるものですから、住所の免許証等の書きかえ等についての作業はくる話になるんですけど、でも、やっぱり喜ぶ話とせんならん話というのは、あるものですからね。一番困っているのが、郵便屋さんであったり、宅急便屋さんですね。どこやろうかということで、もちろん、私もあんまりわからなかったものですから、選挙のときには大変苦労しましたが、わからんままに終わったのが多々ありますけども、そういったことからしたら、わからなかったら、私に聞きに来ていただいたら、少しぐらい知恵がありますのでお教えしますねということです。

だから、やっぱりそれはすぐにかかるというのではなしに、年度で知恵を出したらできることですから、やっぱり取り組んでいくべきではないのかと。1人、2人の人で事足りることですからね。というように思ったりします。

やっぱり困らないのかというのが一番のことですし、困ったことは直さんならんし、そうしていかなんと思うものですから、くどいようですけど、このぐらいで終わります。

番所山につきましては、先ほど担当課長から、かなりの年月の、ごたごたじゃないんでしょけども、いろんなことがある中で、紆余曲折がある中で、財産区が貸してくれたと。貸してくれるに当たっては無償であるということは、大変喜ばしいこととありがたいなと我々は思うわけですね。だから、合併して、使用料何なりというのが、財産区が町からいただいているということが多い中で、やっぱり地域の方が、町をようせんならんということの中の思いから、無償で貸していただく中で活性化しているということは、大変瀬戸部の関係の方には、僕らも喜ばしいことやし、お礼を申し上げたい話なんです。

せっかく借りたものですし、やったものですから、有効利用していただく中で、リピーターを呼べるようなというようなことの中から、レッドカードであるそういうのを申し上げたわけですが。ただ、担当課長としたら、野生のもんだという話ですけど、植えたもんじゃないしにと云ったって、結局、その品種については変わらないものです。同じようなもので勝るものであったら、そういう格好でしていけばいいんじゃないかなと思ったりするんですけど、検討の余地というか、考える余地はあるのではないかなと思うようにいたします。

それについては、番所山についてはそうなんですけども、住居表示については、検討の余地を、知恵ということで、職員にも知恵を出してもらったらできるとお思いますので、そういうことを思って、その中で、終わるんですけど、空港なり、利用なり、何なりということ、

今、係として大変取り組んでいることですが、取り組んでいただく中でも、やはり数値が伸びない、伸びにくいということもあるものですから、もう一段の工夫の必要なのかなと思うものから、そういった努力をお願いできたらなと思ったりして、観光についての質問は終わります。

あと、水利権についてなんですけども、水利権についてちょっと。今、平成23年当時としたら、町長はまだ就任していないものから、だから、その田野井地区が被害に遭った、冠水に遭ったというのは、目のあたりにわからんものなので、私、ちょっとその写真を持っているものから、それを見て、ちょっと後、また答弁をもらえたらと思うんですけど、いかがですか。構いませんか。

○議 長

はい、どうぞ。

2番 三倉君（登壇）

○2 番

今、その写真を見ていただいたんですけども、その写真の中には、樋門から下流の、県道から冠水して田野井平野が泥水で浸水したというのと、それから、樋門より背後地の雨量の多さで、結局、つかった話の中をポンプアップして本流に流すということにつきまして、ここにありました、今の高速道路の工事によって地元へ入っている業者の方にポンプアップをお願いしてしたというような写真なんですけども、その写真もあわせてお見せしているんですけども、いずれにいたしましても、やはり町長が絶えず申されてます安心・安全ということに、そういうことで欠けているというのか、そういう実態を見ただけで、もう欠けているわけですから、安心・安全でないわけですから、だから、そういうことに取り組むということをおっしゃってくれているものから、やはり金はかかっても、こういうことの安心で住める、やっぱりそういう施策として、また費用対効果の農業の問題もあわせて、早急に、それと補助金事業になるんだったら、水利権の更新に合わせて、県に補助事業として取り組んでいただけるような方法を、より強くお願い申し上げるというのか、より強く訴えていただいて、水利権更新の問題に当たっていただきたいなど、このように思います。

それで、私の質問は終わります。

○議 長

それでは、再々質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどからご質問をいただきました。

先に答弁は必要ではないというふうに言われましたけれども、観光地における住居表示につきましても、やはり総務課を中心に、先ほどご提言いただきました内容につきまして、早急に長期総合計画にのっとりまして取り組んでまいりたいと思います。

それから、もう1点は、番所山につきましても、私もいろんな方々からさまざまなご意見を、要望も含めていただいております。公園としてもう少し何とか工夫をして、お客様を呼び込めるような具体的な取り組みをしたらどうかというふうなご意見もございまして、やはり自然を基調として余り開発をせずというコンセプトがございましたので、いきなりあそこに何かをまたつくるといふことになると、いろんな賛否両論も出てくるかと思っております。

しかしながら、現状をもう少しでも変えることによって、余り大きなお金をかけずに、費用を少なくして工夫すれば、まだまだリピーター対策にもつながると思いますので、その辺も取り組んでまいりたいと思います。

それから、最後の水利権の更新に伴いまして、今回の要望事項と申しますか、課題のことにつきましては、県の方にも関電さんの方にも、いろいろなご意見をいただきながら、これからは県の方に具体的に具申をしてみたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

当局の答弁は終わりました。

では、以上をもって、三倉君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 14 時 36 分 再開 14 時 44 分)

○議 長

再開します。

6 番、長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は一問一答形式です。

まず、1 番の南紀熊野ジオパーク構想の推進についての質問を許可します。

6 番 長野君（登壇）

○6 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず初めに、1 番目の南紀熊野ジオパーク構想の推進についてであります。その1 点目の平成25年度の取り組みと成果についてお尋ねいたします。

推進協議会発足から1年と数カ月が経過しました。平成25年度もジオツアー関連の講演会など、ジオパークという取り組みを広く認知していただくためのさまざまな企画が活発に展開され、ジオという言葉がメディアを通じて浸透しつつあります。

ジオパークにおいて重要な役割を担う公認ジオガイドの養成講座が開催されました。私も上富田文化会館においての講座に少し参加をさせていただき、講座の雰囲気や地域の特色の一端に触れることができました。受講者の皆さんは、長時間にわたる講座にも最後まで熱心に取り組み、ガイドとしての地域習得に励んでおりました。

紀南地域の大地の特色や歴史、文化を初め、ガイドテクニックや安全管理に至るまでの全8回の養成講座を実施し、58名が実技試験に合格したとのこととあります。その養成講座修了の皆さんが企画された6つのコースのジオツアーを、受講者みずからガイドを行いました。ジオパーク認定の審査においてはもちろんのこと、認定後も南紀熊野ジオパークの魅力伝えるには、ジオパークガイドのレベルやおもてなしの力にかかっており、今後の活動に期待を寄せているところであります。

また、盛り上がりを見せるのは、行政の取り組みだけでなく、民間にも及んできた感があります。ことし1月、白浜町内において、紀南地方の地質や地層の見所、ジオサイトのウォークイベントなどに取り組んでいる住民団体、熊野人倶楽部は、白浜町内の飲食店と協力して、地元の食材をふんだんに使用したジオ弁当を考案、地域の共同事業やまち起こしの話題として、メディアを通して全国に発信できる環境が整ってきたと感じております。

地域を伝えるためには、まず地元のことを知ることが大事であると考えます。

そこでお聞きいたします。平成25年度における南紀熊野ジオパーク構想の推進に向けた取り組みへの成果についてお伺いをいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま長野議員より、南紀熊野ジオパーク構想の推進について、取り組みと成果についてということでご質問いただきました。

まず、当町を含めた関係1市7町1村で構成してございます南紀熊野ジオパーク推進協議会の取り組みについてですが、学術専門委員会の知見を得ながら、昨年9月ジオパークの見所であるジオサイト候補地83カ所を公表し、その後も逐次、追加選定が進められ、現時点におきまして102カ所が候補地として選定されてございます。

また、ジオパーク認定に向けての基本計画書、日本ジオパークネットワーク加盟申請書の作成についても、鋭意作業を進め、3月26日に加盟申請を行いました。それから、南紀熊野の魅力伝える上で不可欠なジオパークガイドの養成につきましても、全8回の養成講座を実施し、58名のガイドさんが誕生しております。さらに、ジオサイトを初めとする地域資源の発掘や活用を目的に、調査・研究事業を実施し、民間の団体などから企画提案のあった11の事業が行われました。このほかにも、ジオパーク構想の普及啓発のため、多くの講演会や学習会、ウォークイベントなどが開催され、地元のジオパークへの関心は大いに高まっていると感じております。

なお、町内におきましては、昨年11月に、町も構成員となっている「ALL白浜ここでしかできない旅実行委員会」によるウォークイベント、「来て！見て！発見！白浜ウォークwithジオ」を開催させていただき、94名の方々に番所山からいそぎ公園までのジオサイトをお楽しみいただきました。また、民間団体であります熊野人倶楽部さんにおきましても、ジオに関するさまざまな取り組みをしていただいております。

いずれにしましても、官民が連携することにより、さらに大きな成果が得られるのではないかなというふうに考えてございます。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

答弁をいただきました。

続きまして、2点目の平成26年度の日本ジオパーク認定に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

山陰海岸のジオパークガイドのご夫婦が、ジオパークの取り組みは地域の特効薬ではなく、じわじわときいてくる漢方薬のようなものと言っていたのが、大変印象的であります。日本ジオパークが認定されれば、町民の関心度も一気に上昇すると思います。この取り組みには、人の活動が重要であるとともに、アイデア次第では、活用方法は無限に広がることが理解していただけるものと確信しております。

地域の機運の高まりはもちろんでありますが、携わっている県、市町村の職員の皆さんの

やりとりの中にも、やりがいに満ちあふれた姿を感じ取れることが、何よりもたのもしく思います。私が、この取り組みの先にある地域活性化の効果に期待を抱いてしまうのは、そんなところにあるのかもしれませんが。

いよいよ平成26年度は、南紀熊野ジオパークの誕生に向けて、日本ジオパークネットワーク認定の申請を行うとのことでありますが、申請手の流れと認定までのスケジュールなどをお聞かせください。また、あわせてその他の取り組みや計画についてもお聞きいたします。

○議 長
番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

日本ジオパーク認定までのスケジュールにつきましてでございますが、3月26日には日本ジオパークネットワーク加盟申請書を提出しまして、4月30日には、プレゼンテーションが行われてございます。今後は7月の現地審査を経まして、可否の判断は8月28日の第21回日本ジオパーク委員会で発表されるというふうにご覧でございます。

また、南紀熊野ジオパーク推進協議会では、平成26年度の取り組みとして、日本ジオパーク認定対応のほか、情報提供の拠点となるジオステーションの整備やジオサイトの説明板の設置を進めてまいりますし、南紀熊野の大地の成り立ち、自然・文化・人の暮らしをわかりやすく紹介するDVDの作成、教育現場で活用できる副読本の作成やジオパーク検定も実施してまいります。

ガイドの養成につきましては、継続的なスキルアップを図るとともに、新たな人材の養成を目指し、講座を開設する予定となっております。

以上です。

○議 長
6番 長野君（登壇）

○6 番

行政が本気になれば、住民の皆さんもやる気が出てくると思います。双方の歯車がかみ合えば、大変心強い。観光客が来たいまちは同時に、地元の皆さんも住みたいまちであると思いますので、今後のジオパークを盛り込んだ観光施策等の取り組みについて、どのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

先ほど申し上げましたけれども、南紀熊野ジオパーク推進協議会の事業のほかにも、当町独自の取り組みといたしまして、今年度も昨年に引き続き、「ALL白浜ここでしかない旅実行委員会」によるウォークイベントを予定してございます。熊野人倶楽部さんにおきましても、さまざまな事業を展開して計画をいただいているというふうにお聞きしております。

これらの事業に取り組むことによりまして、より多くの観光客の方々、あるいは地元の皆さんにも来ていただきまして、訪問していただけることで南紀熊野ジオパークに育て上げ、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

これは、1つの大きな新たな観光としての切り口であるというふうに考えてございます。すなわち、リピーター対策にはなるのではないかなと思っております。よく言われるのは、白浜はもう何度も行っているけども、何か新しいとこないのかというふうなことをよく言われます。そのときには、やはり白浜のみならず、この紀南地域にはジオパークすなわち大地の公園というふうに訳されますけれども、このジオパークは海から見る景観もまた違いますし、そこに降りて違う角度から見るということで、さまざまな感動といたしますか、そういった感激があるかと思えます。私もまだまだ全ては見たわけではございませんけれども、やはりそれだけの価値のある観光スポットになるというふうに確信をしておりますので、今後とも、町をあげて他の市町村とも連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

大変前向きな答弁をいただきました。これで、南紀熊野ジオパーク構想の推進についての質問を終わります。

○議 長

以上、1点目の南紀熊野ジオパーク構想の推進についての質問は終わりました。

次に、2点目の平成26年和歌山県津波災害対応実施訓練へのオスプレイの参加についての質問を許可します。

6番 長野君（登壇）

○6 番

昨年12月20日、小野寺防衛大臣より、本年10月実施予定の和歌山県津波災害対応実践訓練での自衛隊への全面協力の旨と、在日米軍MV22オスプレイの活用も和歌山県に打診したところ、和歌山県の了解を得た旨の報道がなされました。そのことが、各紙に報道されていまして。

南海トラフ地震、津波の発生に備え、自助・共助に資する等々のさまざまな対策を阻止し、また、あらゆる資源を活用して、町民の命を一名たりとも失わない備えを構築したい。災害発災時に備える日ごろの町長の町政への取り組み姿勢を考えたとき、東日本大震災発生時におおむね1カ月、被災現場での災害救助・救援や復興支援に大きく寄与した、いわゆる米軍のともだち作戦の実績や、今年のフィリピンでの台風高潮災害時の際、救援物資の輸送やけが人の搬送に、オスプレイが絶大な機動的能力を発揮した事象から、和歌山県津波災害対策対応実践訓練への米軍オスプレイの参加了解は当然のことであり、その了解を高く評価したいと思えます。

そこで、町長にお尋ねいたします。まず1点目、本年10月実施予定の和歌山県津波災害対応実践訓練への米軍オスプレイの参加了解に至った経緯について、詳細に町長の説明をお願いしたいと思います。

○議 長

答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

平成26年度和歌山県津波災害対応実践訓練に係る米軍のオスプレイの参加についてのご質問をいただきました。

当訓練につきましては、平成26年2月に和歌山県から県が主催する津波災害対応実践訓練への協力について、打診をいただきました。ご存じの南海トラフを震源とする地震・津波が発生した場合、道路の損壊により通行不能となる箇所が多数発生すると考えられ、また公共交通機関の被害や港湾・護岸の被害も想定されることから、空路での対応が不可欠となります。

そのような中、旧南紀白浜空港跡地は、県の広域防災拠点に位置づけられており、大規模災害に備え地元自治体として、防災訓練に協力するのは当然のことと考えているところであります。白浜町での訓練につきましては、協力を申し出たところであります。

ただし、オスプレイの訓練参加につきましては、疑問視する住民の方々もおりますので、住民の皆様への丁寧な説明が必要と考えております。住民の皆様には情報をいち早く開示し、そして、丁寧な説明を行うべく和歌山県と十分に協議を重ねていくこととしております。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

次に2点目。オスプレイの安全性については、その安全性に不安を抱く町民もおられると推察されますが、そうした人々に対する安全性の説明についてお尋ねいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

オスプレイの安全性につきましてのご質問をいただきました。

オスプレイにつきましては、和歌山県からは高い機動力、航続距離と空輸能力を生かすことで、早急な救助・救援が可能であり、その安全性については、機能の追加や再設計など事故原因への対策を行い、技術的な問題点はクリアされており、その結果、米国政府は全ての信頼性及び安全性基準を満たすものと判断し、2005年9月に量産を承認しているということでございます。

県の和歌山県情報館のホームページにも知事からのメッセージということで、このことにつきましての見解が知事から表明されております。MV22、すなわちオスプレイの有する高い機動力、航続距離と空輸能力は大変評価されるべきだというふうに答えていただいております。

米軍全軍種で見た事故率におきましては、オスプレイは米軍運用航空機の中でも低い事故率の部類に入っているとの説明を受けているところであります。しかしながら、その安全性に不安を持たれている住民の方々も多くおられるかと思っておりますので、先ほどの件とあわせ、住民の皆様には十分な説明と情報の開示を行うべく、和歌山県と十分にこれからも協議を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

次に3点目。10月実施の和歌山県津波災害対応実践訓練について、和歌山県は訓練の実

施場所をどこに予定しているのか。さらに、オスプレイの離着陸地はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

訓練の実施時期、実施場所・内容について、ご質問をいただきました。

まず、平成26年度和歌山県津波災害対応実践訓練につきましては、本年10月19日に実施が予定されております。また、10月18日と19日の両日にかけて、緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の実施も予定されているとのこととあります。実施場所につきましては、和歌山県庁防災センターに対策本部を置き、田辺市、白浜町、串本町の、この1市2町の予定であるというふうに聞いているところでございます。

訓練内容の詳細につきましては、今現在は未定とのこととありますが、決定次第、説明が上がるものというふうに考えてございます。また、オスプレイの離着陸地につきましては、白浜町、串本町が予定されており、白浜町につきましては、旧南紀白浜空港跡地が予定されているとのこととあります。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

次に4点目。今回の訓練実施については、広く能動的に町民の皆さんに周知徹底を図るべきと考えますが、どのようにお考えなのか、今後、訓練をどのように進めていくのかお尋ねいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

訓練の実施と住民の皆様への周知についてのご質問をいただきました。

訓練内容の詳細は未定ということとございますので、実施に向けたスケジュール等について、現在お示しをすることはできない状況であります。当町といたしましては、訓練への積極的な参画を心がけたいと考えております。住民への周知の方法につきましては、和歌山県とも協議を行っているところでありますが、まず説明会を実施したいと。説明会の開催。そしてまた、町広報誌での周知、そして、コミュニティFMビーチステーションのほか、防災行政無線放送等も活用しながら周知に徹底して努めることとしております。また、自治会の皆様方にも回覧等のご協力をいただければありがたいというふうに考えておるところでございます。

議員ご指摘のとおり、やはり能動的に、積極的に県と協力しながら、県と連携をしながら、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

私は、どのようなことがあっても、この訓練はやるべきだと思います。実施に向かって、いろいろな角度からマスコミ報道がなされると思いますが、お互いにひるむことなく大災害

にはきちっと機能するんだと、そういう実践訓練であり得るよう、万全を期して白浜町も体制を整えていただくことをお願い申し上げ、この項の質問を終わります。

○議 長

それでは、平成26年度和歌山県津波災害対応実践訓練へのオスプレイの参加についての質問は終わりました。

3点目の耐震化についての質問を許可します。

6番 長野君（登壇）

○6 番

次に、3番目の耐震化についてお尋ねいたします。

まず1点目。公立学校の耐震改修状況についてお伺いいたします。

文科省が6月2日に発表した全国の公立学校の耐震改修状況は、4月1日現在では、和歌山県の小中学校の耐震化率は95.9%でありました。和歌山県教育委員会によりますと、小中学校の耐震化については、白浜町60.9%、御坊市85%、紀の川市90.1%、和歌山市99.3%の5市町村が完了しておらず、他の市町村は既に完了しております。白浜町の数字を見ておられますと、本当に残念でなりません。

そこでお聞きします。白浜町では、耐震化ができていない施設はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

質問にお答えさせていただきます。

教育委員会が所管する施設で、現在耐震化が必要な学校施設につきましては、全部で46棟ございまして、そのうち18棟が耐震化できてございません。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

文科省は、2015年までに完了を目指しており、和歌山県教育委員会も各自治体に耐震化の対応を急ぐよう呼びかけていると聞いておりますが、白浜町は本当に2015年度までに完了できるのかお伺いいたします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員ご指摘のとおり、平成26年4月1日現在における白浜町小中学校の耐震化率は60.9%となっており、県内の公立小中学校の平均95.9%、また全国平均92.5%を大きく下回っている状況でございます。白浜町教育委員会といたしましては、平成22年に白浜町学校施設耐震化推進計画を策定いたしまして、平成27年度末までに耐震化が必要な建物29棟のうち、20棟の耐震化を進めることとしておりましたが、白浜第一小学校の見直しに伴いまして23棟に変更をし、これまでに11棟の耐震改修を完了しております。

現在は、北富田小学校の改築、白浜第一小学校校舎の改築及び屋内運動場の耐震補強、白浜第二小学校の耐震補強に取り組んでいるところでございますが、これらの工事が完了いた

しますと、耐震化率は84.6%となる見込みでございます。

しかしながら、計画期間内に耐震化できない施設といたしましては、校舎が3棟、屋内運動場が3棟ございます。これらにつきましては、28年度以降、優先順位をつけまして、また財政面におきましては、町当局とも協議しながら、できるだけ早い時期に耐震化率100%を達成してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

答弁をいただきました。

子供たちを守るのは、我々大人の責任であると思います。大変厳しい財政状況だとは思いますが、ぜひ完了を目指して頑張ってくださいと思います。

これで、公立学校の耐震改修状況の質問を終わります。

続きまして、2点目の水道管、町橋の耐震化の取り組みについてお伺いいたします。

まず、水道管の耐震化についてお伺いいたします。和歌山県内の水道管の耐震化が大変おこなれているとのこととあります。厚生労働省が行った2012年度末時点の調査では、県内の主要な水道管、基幹管路の耐震化率は21.1%、全国平均33.5%を大きく下回っています。

南海トラフ大地震では、県内で86万人が断水の影響を受けるとの試算もあります。和歌山県は、今年度中にも各自治体に計画的な整備をうながしていると聞いております。

そこで、お尋ねいたします。白浜町の基幹管路は何キロなのか。また、耐震化率は何%なのか。今後、水道施設の更新需要や財政収支の見通しを立て、計画的に耐震化に取り組むべきであると考えますが、町長のご見解を賜りたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま長野議員より、水道管の耐震化の取り組みについてご質問をいただきました。

ご質問の水道管の耐震化は、今後起こり得る南海トラフ巨大地震では多くの断水の影響を及ぼすものと想定いたします。耐震管の更新につきましては、現在は耐用年数を経過した水道施設の更新工事に合わせて、耐震管工事を計画的に行っております。今後も、財政収支を考慮し計画的に耐震化に取り組んでまいります。

お尋ねの当町の基幹管路の延長は、32.9キロメートルであります。耐震化率は35.6%となっておりますが、今後も基幹管路以外の水道施設も含めて耐震化に努めてまいりたいと考えております。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

水道事業は利用料金での運営が原則であり、人口が減少傾向にある自治体は、徴収額の落ち込みが耐震化のための事業着手がおこなわれている一因でもあると思います。既にやっていると思いますが、老朽化による更新時や道路建設時に、地道に耐震化工事に取り組んでいただ

きたいと思います。このことを申し述べて、次の質問に入りたいと思います。

次に、町橋の耐震化についてお伺いいたします。

トンネルや橋の事故を防ぐため、国が道路法の改正をして、7月から各自治体に定期点検が義務づけられますが、白浜町では橋の数がどのぐらいあるのか。また、これまでの点検方法からどのような点検に変わるのかお聞きいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

長野議員から、白浜町の橋の数と点検方法について、ご質問をいただきました。

橋長15メートル以上の橋は42橋、15メートル以下の橋は182橋ございます。点検方法としまして、従来は定期的な道路パトロールの中で目視による点検を実施しております。

平成26年4月14日に、社会資本整備審議会道路分科会の道路老朽化対策の本格実施に関する提言により、各道路管理者の責任で具体的に道路のメンテナンスサイクルを指導することとし、府・県単位で道路メンテナンス会議を設置して、国や府・県が各市町村の取り組みに対する体制支援を行うこととなっております。

和歌山県では、本年6月3日に開催され、道路構造物の予防保全、老朽化対策を強化し、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として設立されましたので、今後、各自治体に対しまして、補助制度や職員研修制度の充実、また、国職員による道路メンテナンス技術集団による直轄診断などもしていただけることとなっておりますので、このことを踏まえ、安心・安全な道路管理に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

また、法律で義務づけられれば、今後事故が起きた場合、道路管理者の責任が厳しく問われると思いますので、今後の対応をぜひ検討していただきたいと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま議員から、道路管理者の責任が厳しくなる旨のご意見をいただきました。今後、道路施設棟の維持管理を確実に進めるには、高速道路、国道、県道、市町村道の管理者が情報共有等により連携していくことが必要でございます。そのことから、平成26年6月3日に、和歌山県道路メンテナンス会議が開催され、設立される運びとなりました。

白浜町としましては、このことを踏まえ、国・県の補助による道路網の整備や、職員の研修、また国の職員による技術支援等も考慮した維持管理を徹底させ、住民の皆様が安心していただける道路管理を実施してまいりますので、ご理解願います。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

東日本大震災から3年3カ月。3月11日という日は、犠牲者の冥福と被災者の復興を祈

るとともに、地元の防災を考える日でもあると思います。大規模自然災害等に備えるには、事前災害、減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要と考えます。

国においては、国土強靱化基本法が制定されました。また、先般、国土強靱化地域計画策定モデル調査に係る第1次実施団体に、和歌山県と和歌山市が決定されました。そうしたことから、白浜町においても、法律の趣旨を理解し、白浜町独自の国土強靱化地域計画の策定を早急に考えなくてはならないと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員より国土強靱化地域計画についてのご質問をいただきました。

まず、いわゆる国土強靱化法により、国が推進する国土強靱化の考え方とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも、最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものであり、すなわち、土地利用のあり方や警察、消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等さまざまな重要機能のあり方を、強靱化の観点から見直し、対応策を考え施策を実施するものであります。

ご質問のありました国土強靱化地域計画とは、先ほどの国土強靱化の観点から、地方公共団体が強靱な地域をつくり上げるために定める計画であり、地方公共団体におけるさまざまな分野の計画等の指針として、地域防災計画はもとより町の長期総合計画よりもさらに上位に位置づけられるものであります。その策定に当たりましては、庁内の関係部局にとどまらず、地域住民や民間事業者、あるいは近隣の地方公共団体等広範な分野の関係者と連携協力しながら進めるものと理解をしております。

今後は、地方公共団体を対象とした国土強靱化に関する説明会も開催される予定と伺っており、白浜町としましても情報収集に努めたいと考えているところでございます。また、法律の趣旨を理解し、その対応について庁内で協議し、取り組むべき施策については、なるべく早く精査をして、早い時期に計画策定に着手してまいりたいと考えています。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

力強い前向きな答弁をいただきました。早急に計画策定に着手していただきたいと思えます。

これで、耐震化についての質問を終わります。

○議 長

以上で、3点目の耐震化についての質問は終わりました。

次に4点目。安心・安全の道づくりについての質問を許可します。

6番 長野君（登壇）

○6 番

次に、4点目の安心・安全の道づくりについてお聞きします。

まず1点目の、国道42号線の線形改良についてお伺いたします。

白浜町椿地区伊勢ヶ谷で、国・県・町の協力のもと、現在、埋め立て工事が着々と進んで

おります。埋め立て工事が完了すれば広大な土地利用が可能となると思います。

そこでお尋ねいたします。この埋め立て土地を有効利用して、国道の線形改良工事の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います、町長のご所見を賜りたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

長野議員より、伊勢ヶ谷埋め立て工事の完了後に伴い、国道42号の線形改良工事の実現に向けた取り組みに関するご質問をいただきました。

当該地域におきましては、平成4年から新南紀白浜空港建設に伴い、平成6年に椿地区のご協力を得まして、平成10年に白浜町最終処分場が完成することができました。その中で、平成8年3月26日に、地元と締結しております覚書き項目の1つに、国道42号線の埋め立て計画並びに線形改良の促進について示されており、長年の課題となっていました。

このご要望箇所の伊勢ヶ谷を埋め立てるには、10万立米を超える土砂が必要であることから、実現には至っておりませんでした。しかし、国・県の協力もあり、平成25年度より伊勢ヶ谷埋め立て工事を事業化することができ、早期完成を目指して現在工事を進めているところであります。

ご質問の国道42号の線形改良につきましては、国土交通省に幾度か要望書を提出させていただいております。先般、国交省に確認をしたところ、平成26年度事業において要望してまいりました国道42号線形改良予算が計上されており、現在、事業実施に向け進めているとの説明を受けています。

今後も事業完成に向け、国・県ともまだまだ協議が必要ですが、白浜町の課題であった事業の完成に向け取り組んでまいります。この埋め立て後の活用につきましては、椿区の皆様方のご協力、あるいはいろいろなご提言、ご意見を踏まえて、これからも町として、積極的に有効活用についての議論を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

続きまして、2点目の国道42号線日置川大橋の歩道設置の進捗状況、及び日置川旧大橋の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず、日置川大橋歩道橋設置の進捗状況から答弁させていただきます。

現地測量、ボーリング調査、用地測量、実施設計が完了し、日置川漁協、和歌山南漁協日置支所には、工事概要の説明が終わっております。現在、用地買収に取り組んでおり、用地買収が完了しましたら、工事発注の運びになると聞いております。

次に、旧大橋の現状と今後の取り組みについて、ご答弁させていただきます。

旧大橋の撤去につきましては、設計が完了し、国の歩道設置工事と合わせての工事発注になると聞いております。今後、工事発注に伴い、問題となる河川濁水期での工事発注及び、アユの遡上を考慮した万全な濁水対策を実施する検討を行っていただいております。濁水対

策がまとまれば、再度、各漁協組合に説明し、理解を得る作業を、国・県・町とが連携して取り組んでまいります。

○議 長

6 番 長野君（登壇）

○6 番

地元の皆さんが、待ち望んでいる工事であります。国・県・町が連携をして、地元の皆さんが、安心して利用できる環境を早期に実現していただけるよう関係機関に強い働きかけをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

安心・安全の道づくりについてが、終わりました。

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

続けます。

14番、丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は一問一答形式です。

まず、職員給与・賃金についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

14番、丸本でございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今6月議会は、1つ、職員の給与・賃金について、1つ、公共交通について、1つ、殿山ダムについて、1つ、公共施設について、以上4点にわたって通告をしております。

それでは、まず職員の給与・賃金について伺いたいと思います。

質問に入る前に、給与・賃金ということで、地方公務員は労働基準法が適用されておりますので、労基法37条、これをちょっと読ませていただきます。

37条の1項に、使用者が第33条、または前条第1項の規定により、労働時間を延長し、または休日に労働させた場合においては、その時間またはその日の労働については、通常の労働時間、または労働日の賃金の計算額の2割5分以上、5割以下の範囲内で、それぞれ政令で定める率以上の率で計算した割り増し賃金を支払わなければならないと、このように書かれております。

この職員の給与と賃金については、昨年6月議会、そしてまた12月議会、そして、ことしの2月議会にも取り上げてまいりましたが、いまだ完全に解決できているとは言えません。昨年6月までは、町職員さんは上司の命令により休日にイベント等に出た場合、代休で措置をしていましたが、昨年の7月からは、代休プラス2割5分増しの超勤手当の支払いをしていると思います。しかし、昨年の6月分までの超勤手当については、いまだ未払いのままになっており、このことは労働基準法に違反していると思います。いかがでしょうか。

昨年の12月議会で、町の顧問弁護士と相談すると答弁しておりますが、どうでしょうか。払う意思があるのか、ないのか。どうでしょうか。

○議 長

答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ただいま丸本議員から、職員の給与と賃金についての割り増し超過手当の支払いについてのご質問をいただきました。

これも、昨年12月議会でもたしかご質問いただいたかと思えますけれども、イベント等への動員を命じた職員への時間外勤務手当の割り増し分の支給につきましてでございます。丸本議員から、第1回定例会におきましてもご指摘いただきましたこの件につきましては、ことし取りまとめた実態調査におきまして、数値としてあらわれましたが、当町の場合、観光依存度が非常に高く、観光立町として、誘客施策として、さまざまなイベントを実施しておるのはご存じのとおりであります。

これからも、このイベントにつきましては、必要な施策であると考えておるところでございます。また、各種イベント、行事につきましても、特に秋に集中するんですけども、休日・祝日等に開催する機会が多くございます。そして、ことし、来年は、ご存じの紀の国わかやま国体の関連事業がございまして、動員をこれまで以上に多くお願いをし、職員の皆さんにも協力いただかなくてはなりません。職員には、町が持つこの特異性を十分ご理解いただいた上で、課を超えた協力体制で各種イベントや催しを実施しているところでございます。

近年は観光客の減少等もございまして、町のみならず、経済団体との協賛による誘客イベントを数多く実施してきてございます。このことは、町職員のみならず、各種団体職員や団体会員の皆様など、多くの関係者の皆様方の協力をいただいて実施できているものと認識しております。

職員には、古くはボランティアで協力いただいていた時代もあったと聞いてございますが、昨今は、代休措置として担当業務に支障が出ないように、十分休暇・休息を取ってもらうよう努めてまいったところでございます。

昨年、議員からイベント動員の手当のあり方につきましてご指摘をいただきましたが、これまでも職員とイベント動員のあり方につきまして、長年協議を行っており、昨年7月に休日・祝日勤務の手当の支給を見直し、割り増し分が支給できるよう動員職員の従事時間の的確な把握に努め、従事時間の証明を担当課に命じ、適正な割り増し賃金の支給に努めたところでございます。

以上、私の方からご質問に答えさせていただきます。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

昨年6月以前の未払い分が精算されていないというご指摘につきましては、これまでボランティアの性質が強い部分もあることや、また命令の形態及び正確な従事時間等の確認をする必要がありますので、支払いの可否については十分に精査した上で判断してまいりたいと考えおります。

また、労働基準法に該当する時間外労働であれば、当該事項を精査した上で判断するべきものでありますが、支払い義務が生じるものと認識しております。

以上です。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今、今年の6月までの分は、今後精査して払うべきものは払っていくというような話があったんですけど、3つ目に飛びますよ。休日で、代休措置、日曜日のイベントに職員さんが出て、水曜日とか木曜日とか代休で措置して、今までは、それですましておったんや。相殺やって。1と1で。それはあかんのや、これ。37条にこう書いておりますよと言うたでしょう。2割5分増し以上、5割以下の増し賃金を払わなあかんように、これは法律で決まっとる。代休措置をした職員について、何を今さら精査するなんて、職務命令で、何かのイベントに出てこいと。リバーサイドマラソンに出てきてくださいと、命令を下した上で職員は出ておるわけや。それで、代休措置を相殺しとったわけや。それは、日本の労基法に違反しとるんじゃないんですかと、私は聞いておるのです。今さらですよ。仕事であったのか、仕事でなかったのかを。その辺は精査するということが、私はおかしいと思うんですわ。どうですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

先ほどの答弁とも重複いたしますが、労働ということであれば支払いの必要があるとのございますが、ボランティアなど労働と位置づけるべきでない性質のものが含まれていないか。また、命令の形態及び正確な従事時間等の確認をする必要がありますので、支払いの可否については、十分精査した上で判断してまいりたいということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

何かわかったような、わからんような答弁になるんですけど、先の2月議会において、白浜町の顧問弁護士と相談したところ、労働ということであれば、支払いの必要があると、このように答弁されております。これはお認めになりますね。今年の6月分までの代休措置をして、2割5分増しの未払い分は、いまだ支払えてないという認識で、これはよろしいのですか。

労基法にも、支払われていなかったら、今年の7月分から支払われておると、これは私の指摘を受けて支払われたのだと思いますけれども、労基法37条に基づいて即刻支払わなければならないと思いますけど、田井総務課長、少なくとも今年の6月まで代休措置をした人は、これは代休というのは仕事に出てきたから代休を取っているのや。日曜日とか休日にな。顧問弁護士もこのように言うてるんでしょう。労働であるから代休措置をしているわけや。その辺、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

すみません。何度も先ほどと重複しますが、労働ということであれば支払いの必要があるということでございます。ただ、その中にボランティアなど労働と位置づけるべきでない性質のものが含まれていないか。それと、また命令の形態とか、正確な時間の確認をする

必要がありますので、支払いの可否については、一概に判断できないと、十分に精査した上でということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そうしたら、くどいですが、代休措置した中で、仕事でないのに、代休で使っている人がおるといふことか、そういうことも考えられるといふことか。何かのイベントとか等に、仕事で出て代休措置をした。これは理屈に合うので理解できるんですけど、ボランティアで出て代休を取っているという可能性もあるといふことですか。

ご答弁ください。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

そういう明確な判断はできませんけども、労働というものと、それからボランティアと労働と位置づけるべきでない性質のものがあるんじゃないかといふことが、支払いの可否について精査しなければということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

労働債権の時効というものは、先の議会でも言わせてもらったように2年なんよ。去年の6月から、もう1年過ぎたんや。経過したんや。それであと、残りは1年しかない。これもまあまあ、時効過ぎたから払わんでも構わんと、こういうもんじゃないように思いますけども、時効の援用をせんだら、これ、3年前のやつでも4年前のやつでも支払わなあかんはずよ。時効で帳消しにしたろうかなと。このような何か考えもあるんじゃないかと。疑いを持たざるを得んような答弁なんですけども。

昨年7月からは、イベント等に出た職員については、割り増し賃金が出ております。そのような中、消防職員の職務である救命や救助の訓練に出ても、代休措置で現在もすませており、超勤の割り増しがつかないのは理解に苦しむところであります。

労基法上、職員に支払う義務が白浜町にあると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

公休日に訓練に出ても、割り増し分が支払われていないのではとのご質問をいただきました。消防職員が行う訓練等につきましては、公休日に実施し、議員ご指摘のとおり代休を与えていますが、割り増し分は支給していませんでした。

昨年7月以降にあっては、イベントなどの動員についたときのみ支給しているのが現状でございます。今後は、訓練等につきましても、支給する方向で関係課と協議していきたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

最後のところ、ちょっと聞き取れなんだけど。もう1回。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

今後は訓練等につきましても、支給していく方向で関係課と協議していきたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

支給の方向で検討していくということやね。前向きなご答弁。

地方公務員は労基法が適用されるということで、私は質問しておるんですけども、労基法が適用され、超勤手当の未払いは明らかに労基法37条に違反しており、これは労働基準監督署もこのように述べておりました。当局に早急な対応をするのがどうか、答弁をいただいて、職員の給与・賃金については質問を終わりますが、消防職員に対して、7月からの割り増しになるのか、検討するについては、支払う方向であるという答弁でありましたけども、例えば、7月から、あるいは8月から支払うということになれば、それまでの分は、どうなるんですか。過去の分も。

○議 長

番外 消防長 古川君

○番 外（消防長）

町当局の方向性に従って考えていきたいと思えます。町当局が方向性を出していただいて、それに従っていきたいと思えます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

町長にお聞きしたいんですけども、町長は消防職員さんの救命とか救助の訓練が、勤務時間内にも行われておると思いますが、公休日にも行われておる。このような中、これは明らかに仕事と思うんですよ。これ、精査するのかせんのか知りませんが、これは町長、過去にさかのぼって支払う責任があるんじゃないですか。義務があるんじゃないですか。37条に基づいて。税金でもそうでしょう、町長。法律に基づいて徴収しておるのや。租税法主義というやつや。法律という根拠があって、税を徴収しておるんや。労基法という根拠があって、支払わなければならないんじゃないんですか。その辺、どうですか、町長。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

丸本議員さんのご質問ですけども、労基法に該当する時間外労働であれば、支払い義務が生じるものと認識しております。消防職員についても、繰り返しになりますけども、同様の判断をさせていただきたいと思えます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

総務課長、はっきり言ってくださいよ。これは、財政が負担になるのはわかりますよ。しかし、法律に基づいて、ちゃんと給料を払わなあかんのじゃないですか。法律に基づいて税の徴収をやっておるんでしょ。公務労働者もやで、公務員も労働者や、これ。ちゃんともらう権利がある。支払う義務がある、当局は。その辺ですよ。検討も何もないでしょう。12月から検討するで、2月も検討する、半年経ったこの6月でも検討すると言うて。顧問弁護士とそんなに長いこと、何回も何回も検討せなあかんような問題ですか。早急な対応を求めて、この部分についてはこれ、精査するって、いつまでかかるんですか。その辺、答弁をもらっとかなかったら。もう半年待った。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

精査しますと申し上げたのは、今年の6月分までの分でございますが、いつまでということとはちょっと具体的には申し上げられません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

総務課長、半年経っても、今からでもまだどれだけかかるかわからんて。そんな無責任な答弁ありますか。

もう1回やり直してください。町長、答弁してくださいよ。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

過去のことにつきましても、どこまでさかのぼるかということもございませけれども、先ほどから申し上げていますように、今年の6月までの分につきましては、やはり課題となっておりますので、今、総務課長からは明確な回答ができませんでしたが、やはり私としましては、今現在、課題となっているものをもう一度整理をしていると思うんですけれども、それにつきまして、職員とのいろんな話し合い、協議が必要かと思っておりますので、今年度中には、何とか解決したいというふうに思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今年中ですね。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今年度中でございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

来年の3月まで。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今年度中といたしますけども、もうそしたら時効というので、ほとんど大半の部分が消えるように思うんですけども。できるだけ早い対応を求めて、この質問を終わります。

○議長

それでは、職員給与・賃金についての質問は終わりました。

2点目の公共交通についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に、公共交通について伺います。

議会の報告より先に、地元地方紙に10月1日から白浜町日置川地域に10人乗りのジャンボタクシーを、また、三舞線と川添線の2ルートで走らせるとの報道が出ました。9月末でバス事業者が撤退するということが決まっておる中で、日程の都合がつかなく報告がおくれたものと思います。6月4日に開かれた第2回の公共交通会議で、この全てが決まったと。このような認識をしてよろしいのでしょうか。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

今回の路線バスの再編計画に伴いまして、去る3月28日に、第1回白浜町地域公共交通会議を設置いたしました。対象地域住民への説明会を実施し、ご意見を集約しながら、代替手段の構築に取り組んでまいりました。

具体的な内容は、改めて全員協議会の開催をお願いし、ご説明申し上げますが、今回の日置川地域での公共交通空白地域を生活圏に合わせ、大きく三舞地域、そして川添地域のこの2地域に分け、10月1日から運行に向け準備を進めているところでございます。

地方紙、新聞報道でもありましたように、6月4日に開催いたしました第2回白浜町地域公共交通会議で具体案をお示しし、おおむねご了承いただいているところでございます。

全てが決まったと認識してよいかというご質問でございますけれども、今後、進めていく中で、どうしても軽微な変更等は考えられると思っております。

基本的には、第2回白浜町地域公共交通会議の場で了承いただいた具体案をもって、10月1日からのスタートに向け取り組んでいくこととなりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

地区懇談会を町内数カ所で開いていただき、たくさんの住民の参加がされた中、いろいろな意見や要望が出されたことと思います。地区懇談会の中においての町の素案では、土日、祭日は運休ということでございましたが、新聞報道では土曜日は運行することとなっております、

地域住民の声をくみ取ってくれたものであり、私も住民の1人として大変うれしく思っております。バスが撤退する伊古木地区、旧三舞村や旧川添村は、高齢化率が高く人口減少が続く中、これからますます車は運転できにくくなる。高齢者住民がふえてくることと思います。

そのような中で、利便性から言って、定期運行の便については無理がありできないと思いますが、予約方式のデマンドタクシーの運行については、ドア・ツー・ドア方式を取り入れるのがバス停をつくるよりベターだと思いますが、当局はどのように思われますか。運行に係る経費についても変わらないように思います。一考してもよいのではないのでしょうか。ドア・ツー・ドア方式の方が、住民の利便性が向上し、また乗車率も上がると思いますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

ただいまの運行形態に関するご質問をいただきました。

今回の実施に当たりましては、議員さんからもありましたように、利用率などから全ての運行を定期運行にすることは実態にそぐわないという観点から、通院・通学などの足として、要望が多く出された朝夕などの便は定期運行として、そのほかの時間帯は予約方式とさせていただきます。

議員さんからご質問のありました、自宅玄関先から送迎をするドア・ツー・ドアに関しましては、今回の路線廃止地域が広範に及ぶことや、公共交通としてJR、それから既存バス路線への接続時間を考慮した路線時刻とする必要があること。そして、また、導入する車両台数など、現状では少し難しいと判断させていただいたところです。

ただ、今回導入する予定の車両は、乗客数9人乗りと、現状の路線バスより大きく小型化することからも、現在のバス路線では入っていけなかった県道対岸にある中嶋地区や向平地区、また上露地区にも停留所を設け、予約をいただければ送迎をすることとしております。

また、安居地区におきましても、現状の路線は県道を通るため集落から遠く、集落内を通過する町道へ路線を変更することで、自宅から近い場所で乗り降りができるよう配慮をしているところでございます。

以上です。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

ドア・ツー・ドア方式の考えはないという理解をしてよろしいんやな。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

そうでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この件に関しては、きのう辻議員も質問されておったように思いますけども、日置川流域

においては高齢化率が高くなってきて、今までバス停まで遠い、よう行かんのや、行くのがえらいんやと、こういう声がたくさんあったんですよ。今回のデマンド方式では、川の対岸まで行ってくれる、これは大変ありがたいことですが、これも、デマンド方式といえどもバス停をつくるように思うんですけども、説明の中でですよ、何のためにバス停をつくって、船木という地域があるでしょう。あの対岸の集落なんか、もう上流から下流までどのぐらいあるのかな。1キロ弱ぐらいあるのかな。ああいうところでも、やっぱりドア・ツー・ドアで、その家の下まで迎えに行ったら、バス停をつくって、雨の降る日もあれば、風の吹く日もある。こういうバスを使う人は高齢者の人が多い。バス停をつくってまで、そこで待たせておくと。そういうのはいかがなものかなと思って。家の下まで行って、クラクションを鳴らしたら出てきてくれるとか。そういう方式の方がいいんじゃないかなと思うんです。バス停をつくったら、雨風をしのぐテントもせなあかんやろうと思うから。そういうことも考えていただいて、デマンド方式の場合は、ドア・ツー・ドア方式、これをぜひ、1年間の運行実績を見た上でまた再考でもしていただけたらと思いますけども、ひとつ、よろしく願いしておきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

デマンドバスといたしましても、やはりこれは、JRとかバスとか、ほかの公共交通につながるものでございますので、やはりそういう時間帯に合わせていますので、丸本議員さんのご意見はご意見として承りますけども、ドア・ツー・ドアということは、この公共交通では考えてございませんので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に行きます。

バスの運行経費についてお伺いさせていただきます。バス運行については、車の購入費、車の運行をバス会社がタクシー会社に委託することになると思いますけども、それには委託料の経費がかかります。また、バス停の看板の設置費用などが経費として必要になってくることと思います。バス運行にかかる経費のうち80%が特別交付税交付金で措置され、一般財源からの持ち出しは20%だと思いますけどもいかがでしょうか。この点についてのご答弁をお願いします。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

ご質問いただきました特別交付税に関してでございますが、町が行う単独の路線運行に関しましては、特別交付税に関する省令第5条によりまして、地方バス路線の運行維持に要する経費として、総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額が特別交付税に算入されることとなっております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そうしたら、80%が交付税で、特交で処理されるという、こういう理解でよろしいですか。もう端的に言うて。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

先ほども申しましたように、総務大臣が調査した額ということで、この地方バス路線の運行維持に要する経費の80%という額が、特別交付税に算入されます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、参入されたら、一般財源からの経費の持ち出しは、バス購入費とか、運行委託費とか、あるいはバス停の看板とか、こういう経費について、80%が参入されれば、あと町の一般財源からの持ち出しは、20%。こういう理解をしてよろしいんですか。バスの購入費とかも運行委託料とかも、こういうのも全部入るんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

バスの購入費とか委託経費とか、こういう地方バス路線の運行維持に要する経費の80%は、特別交付税に算入されると。そういうことでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

10月から廃止という中で、今議会に予算が上程されていないように思いますけども、これは最後に追加か何かで出てくる、こういうことでよろしいんか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

現在、そういう補正予算をお願いできるよう準備を進めております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

はい、わかりました。

地元地方紙によると、記事の中で、規模を縮小して運行している白浜駅前から日置駅前のバス路線についても、利用が少なければ運行を続けるのは難しくなるとあります。

もし近い将来、新聞記事のとおり、白浜駅から日置駅までの路線バスが廃止になれば富田地域を初め、椿地域、日置地域は、バスが走らない、路線バスの空白地帯になることが考えられます。この地域の住民を公共交通の空白地帯にすることは許されません。そこで、今からそれへの対応を白浜町は、具体的に考えておくべきではないでしょうか。どうでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

ただいま議員からございました日置駅から椿駅を経由した白浜駅までの路線につきましては、6月4日の第2回白浜町地域公共交通会議の中で、事業者さんからお伺いしたところがございます。

町としても引き続き存続していただくよう、事業者さんに働きをしなければならないと考えております。当路線は、現在、田辺駅から日置駅を結ぶ市町村をまたぐ路線として現在、国・県の補助対象路線であります。10月1日からは、町内路線となりますので、国・県の補助が受けられなくなると伺っております。

そういった事情も含め、事業者さんとも協議を行って対応を進めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、新聞記事だけではちょっと理解できなかったんですけど、白浜駅から日置駅への路線がもし廃止になった場合、日置には田辺駅から直接日置へ行くバス路線がないということですね、現在は。そしたら、新聞記事どおりやったらやっぱり、旧の日置川町全てが、バスが走らんバスの空白地帯になるという理解でよろしいのか。富田地域も含めて。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

ここで申し上げておりますのは、白浜駅から日置駅までの路線のことでございます。こういうことで、その路線がなくなるようなことになりましたら、また地域公共交通会議でどういう対応をやっていくか、ご検討いただいて、町としての方向性を決めていかなければならないと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

公共交通会議で決められて、それに伴う全ての事業という、予算が伴うもんやから、町がそれに、新聞にも出て、あの路線は経営が苦しいと。国庫補助路線から町と県の補助路線になったという、こういうことやと思いますけども、それではなお、国からの補助金が入らんということで経営が難しいいう中で、ああいう新聞記事が出るんやと思いますけども、その点についても、町が主となって対応していただきたいと思います。

この分について、公共交通についての質問は、これで終わります。

○議 長

2点目の公共交通についての質問は終わりました。

3点目の殿山ダムについての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

殿山ダムについてお伺いします。

殿山ダムについては、10回目の質問になりますが、よろしくお願ひします。水利権更新を目前に控え、日置川流域7カ所で地区懇談会が開かれたと聞いております。殿山ダムは、昭和32年に竣工し、翌年の昭和33年台風17号下で全6門を放流し、下流一帯に壊滅的な大被害が発生しました。また、平成2年にも台風19号下でも6門を放流し、田野井、安居を中心に床上、床下浸水の災害が起こり、梅を初め農作物の被害も深刻なものであったと聞いております。

災害を受け、翌年の平成3年に住民と漬物会社が平成2年の災害はダムの過剰放流と、河川管理瑕疵によるものだとし、県と関西電力を相手に損害賠償請求訴訟の提起をしました。しかし、結果は最高裁まで争いましたが、原告敗訴で終わったと聞いております。

水利権更新を迎えて、日置川公民館で日置川区長会が開いた大学教授を招いての講演会の中で、殿山ダムのようなアーチ式ダムは、ダム堰堤が構造上薄くつくられており、決壊するときは一気に崩れるとの話をされました。

関西電力はダムは安全だと説明されていると聞きますが、近い将来起こるとされている南海地震によるダムの決壊を心配する声地区懇談会の中で数多くありました。決壊が日置川に及ぼす被害の想定を、町はしておくべきではないのか。そして、決壊による水位のマップを作成し、住民に配付すべきと思いますがいかがでしょうか。ご答弁を求めます。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

丸本議員よりダム決壊による被害想定、またマップ作成についてご質問をいただきました。

ダム決壊をした場合のシミュレーションにつきましては、丸本議員にも何カ所か出席いただきました地区懇談会においても、多くのご意見、ご要望が出されておりました。町としましては、今後、発足を予定しております殿山ダム水利権更新対策協議会で協議をいただき、その結果により対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

日置川事務所長、今の答弁の中で、協議会で協議していただき対策を講じていきたいと答弁されましたね。対策を講じるというのは、マップをつくるのにはいろんなデータというのか、それが要るように思うんですけど、協議会で協議して、そして町で対応できるんですか。マップはつくれるんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

シミュレーションについては、県または区、関西電力に要望ということで、皆さん出ておりますので、その対応というのは、協議会でこのシミュレーションについてどう要望していくかということの、そういう要望があれば、その中で要望等をしていくということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

水利更新地区懇談会の中で、竣工後、60年が経過するダム堰堤の耐震を危惧する声があり、ダムの強度がどの程度のものか。関西電力ではなく、第三者機関で調査を要望する声がありました。町が共同調査をする場合、経費的に難しいのであれば、ダム建設の許可は県が出しているものであり、住民の不安を払拭するためにも、共同調査に必要な経費は、県が出すべきものと思いますが、耐震の診断は必要と考えておるのか。また、不必要であると考えておるのか。必要と考えるのであれば、町長、耐震の診断は必要やと、このように考えるのであれば、町長は県当局に耐震についての調査を要求すべきであると思いますけども、その意思、要求する意思、または認識が町長にあるのかどうか。答弁をお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先般行われました何度かの地区懇談会でも、ダムの強度につきましての多くの意見が出されておりました。過去においても、地震によって、ダムが決壊しないかとか、あるいは殿山ダムの耐用年数、あるいはコンクリートの強度ですとか、そういったご質問とかも出まして、関西電力さん等とも協議をしましてまいりました。一定の回答いただいたこともございますけれども、今現在の予定では、この耐震の必要性につきまして、この対策協議会ですとか、あるいは県、関係機関とこれからも意見交換と協議をしましてまいりたいと思っております。

その中で、一定の回答が得られれば、それを地域住民の皆様の安心・安全のために、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

私も3カ所か何かで聞かせていただいたんですけども、7カ所でやったんですか。そのうち、行かせていただいたところ全て、そのダムの決壊について、心配する声が出ておりました。決壊する、せんは、私らにわかるもんでもないですけども、去年でしたか、ことしでしたか、先ほど言うたように、京大の名誉教授やったと思いますけども、先生が来られた講演の中で、決壊についての質問は、私は土木工学の専門ではないけども、堰堤が薄くつくられて、そして、兩岸の山に水圧をかけて、構造上薄くつくられておると。崩れるときは、一気に崩れると。このようなお話をされたわけですよ。

崩れる、崩れんは、私らにわかることと違いますけども、その辺をやっぱり心配しておる住民がたくさんおられるわけでありますので、これは関西電力が大丈夫やとか、安全やとかいうのを聞いておりますけれども、そのような中で、第三者機関で強度調査をしてくれと。このような声もありましたので、1つ、強度の方を調査、学校も耐震やってるでしょう。耐震診断やるでしょう。あの大きな構造物ですよ。ダムの構造物は、耐震すべきだと思いますよ。30年に1回の更新ですから、こういうときしか言えるチャンスがない。私は、そのように思う。また、意見の討論は、こういうときしかないように思うんです。それですから、私は約3年にわたって10回も質問したんですよ。ひとつぜひ住民のためにも力になってや

ってください。

関西電力は、ダムの強度については、どう考えておられるのか。それとともに、県は同じくダムの強度について、どう考えておるのか。近い将来起こるとされている南海地震に耐えられる強度があると理解しているのか。南海地震に耐え得るのであれば、ダムの強度を調査した上でのことなのか。特に、県はダムの漏水、そして強度の調査はしていないのではないか。ちょっと、この辺の答弁を求めたいのですけども。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

関西電力は、殿山ダムの放流、また運用について、理解をいただくため、日置川流域で地元広報活動として、各地区で説明会を開催しております。その中でも、地震でダムが決壊した場合の水位、到達時間はもしダムが決壊したら、どんな壊れ方をするのかなどの意見は出されているということでございます。

しかし、関西電力はダムが決壊することは考えていませんとの回答であると聞いております。県や関西電力の考え方については、町としてお答えすることは差し控えさせていただきたいと思いますが、ダムは構造物の重要性から十分な安全率により設計されておると思いますので、また、国の示す基準をクリアしているものと考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

私がお聞きしたのは、県は漏水とか耐震とかに伴って強度の調査をしておるんですかと聞いているんです。県ですよ。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

県が直接しているかどうかについては、どうかはわかりません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

あわせて同じ質問ですけど、関西電力はやられておるのですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

関西電力についても、ダムは自分とここではそういう設計をもとに大丈夫だということで、その辺の、しているかどうかについては、確認はしておりません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

また、確認できたらしておいてください。

日置川事務所長、確認できたらしておいてくださいよ。耐震診断を県も関西電力もやっておるのかと。漏水とかは調べておるとは思いますけども。

次に行きます。

ダム決壊の賠償についてお聞きします。

もし大地震等によりダムの決壊があれば、大規模な災害が発生し、人的被害・物的被害が大規模になることが予想されます。賠償責任は、設置者の関西電力にあるのか。ここら辺の答弁はどうですか。この辺も地区懇で出てきましたので。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

賠償責任についてでございますけど、これは地震の発生状況、またダムの決壊状況など、そのときの原因により異なると思いますので、その辺の答弁は控えさせていただきます。しかし、以前にダムは一般的な構造物であり、自然災害等で決壊した場合の被害については、所有者責任が問われることになるとの弁護士見解をいただいております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

自然災害ということは、地震による決壊についても、所有者責任が問われるということで、賠償責任があるという、こういう理解でよろしいんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

その状況にはよるとは思いますけど、責任を免れないということでございます。

○議 長

14番 青山君（登壇）

○14 番

くどいですが、自然災害とは地震も入るんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

その中でも、前、もう1つ別の分では、ダムが決壊した場合などは、関西電力の責任は免れないということもありますので、その辺の決壊というのは、地震でもあれ自然災害でもあると考えます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

地区懇談会での説明では、ダムの堆積土砂は20%であるとのことでしたが、ダム建設後60年が経過したのが余りにも少ない堆積量だと、私は思います。土砂の浚渫については、ダム完成後、一度も行われていないと議会で答弁をされておりますが、いま1つ、この堆積量20%という数字は信用ができません。堆積土砂の浚渫については、これも地区懇

の中で話がありましたけども、関西電力との間で、堆積土砂の浚渫についてはどういう取り決めになっておるのかと。この点はどうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

堆積土砂の浚渫については、取り決めなどは行われていなということでございます。しかし、議員がご指摘のとおり、60年が経過し、地区懇談会でも堆積土砂の浚渫要望がありましたので、水利権更新対策協議会で要望事項の1つとして、協議してまいりたいと考えておるところでございます。

しかし、議員が言われるダムの20%は少ないというご指摘でございますけど、これにつきましては、平成13年5月22日付で国交省からの通達で、ダムの高さが15メートル以上のダムは、年1回土砂堆積調査をして管理者に報告しなければならないという項目がありますので、それに基づいて関西電力も県に報告されているものと思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

隣の古座川町にあるダムは、もとは県営ダムだったように思うんですけど、あそこは土砂の浚渫をやっておると、このような、これは数年前の話ですけども、聞いておる中で、この殿山ダムは、議会の答弁の中でも浚渫をやったことないという、こういう答弁があったんですけども、果たして、これが20%、すんでいるのかということです。この辺にちょっと疑問点があるんですけども。これもやっぱり地区懇の中で出てきましたので、浚渫をダム管理者である関西電力さんに要望して、ダムの容積率というんですか、これをもうちょっと上げなければ、大雨のときにそのまま出てくるから。その辺でひとつお願いしておきたいと思えます。

次、行きます。

ダム湖にたまる土砂の堆積は浚渫をしていかなければ、これからもふえていくものであります。将来、ダム湖が土砂で埋まり、発電ができなくなることも考えられます。そのようになった場合、ダムの撤去は、関西電力が法律上、撤去しなければならないもの。撤去の義務がないのであれば、放置される懸念があると思うんですけど、この辺どうなんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

議員がご指摘されるような事態が生じた場合は、ダムの許可者と設置者との協議になると思います。そのことから、放置されるようなことはないと思っておるところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

思っとるんじゃないしに、これ、県か何かにお問い合わせたんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外（日置川事務所長）

県には、問い合わせはございません。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

法的根拠でもあれば、労基法の37条じゃないですけど、法的根拠があっても、ああいうのはなかなか難しいやわ。これは、法的根拠はあるんですか。その辺は調べておりますか。

○議長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外（日置川事務所長）

法的根拠ということで、私もいろいろ調べてみましたが、その辺の法的根拠というのは見当たらなかったところです。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

根拠がないということやな。わかりました。

日置川流域で、河床整備が行われ、砂利の採取が行われ、河床が下がっております。しかし、上流で砂利採取が行われるため、河口付近においては、上からの土砂が減ったため河床が下がりすぎ、塩害が起こっております。県に対し、塩止堰堤の建設を強く要望すべきだと思いますけども、この点については、町長、どうでしょう。

○議長

番外 日置川事務所長 青山君

○番外（日置川事務所長）

塩止堰堤の要望につきましては、平成25年7月17日に安宅、田野井、大古、矢田、塩野の関係各区長連名で塩害対策塩止堰堤設置の要望書を出されました。その中で、平成25年9月6日に、県知事また西牟婁振興局、地域振興部長宛に提出されております。まず、平成25年10月2日に、日置川事務所におきまして、関係区長、水利組合、県の農地課、それと白浜町農林水産課で塩害対策についての協議を行いました。地元としては、ダムや河床整備が原因と思われる河床低下による補償事業としての塩止堰堤を要望するということになりました。

また、25年10月16日に、西牟婁振興局河口課と町の農林水産課で協議をした結果、次のような回答がありました。1つとしては、河川管理者は、流水を阻害するものなど、治水対策上問題あったら許可はできない。2つ目として、水利権には許可水利権と慣行水利権があり、通常更新期間10年で再更新する。不都合があれば、更新時に改善や改築の相談には乗るが、河川管理者が水を供給する責務を負わない。3つ目としまして、河川法では、利水について水利権を盾に公使できない。補償事業としての塩止堰堤はあり得ない。許可権者として取水は認めるが、補償するものではないとのことでございました。

このことについては、陳情のあった地元区へも同様の内容を伝えているということがございます。しかし、先ほども言いました地区懇談会においても要望がありますので、このことについても、水利権の更新対策協議会で協議をお願いしていきたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、水利更新に向けて、塩止堰堤を含めて交換条件で、これをつくってくれなんだら、あるいは、ここに堤防をつくってくれなんだら、地元として水利更新については同意せんと、こういうことは、交換条件はあかんということですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

交換条件というのか、この水利権については、30年で1回になるんですけど、今後は20年になるんですけど、このときに、町としての要望ということでしていきますので、あくまでも許可するのは県でございまして、その辺はこれをせなんだら、もうせんという町が決められるものでもございませぬ。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

町が決めるものではございませぬ。それは、こっちも認識しておるんですわ。県知事や。これは、今までのこの議会での答弁で、これはわかっておるんですけど、地元としての交換条件ですよ。地元として同意できる、同意できんと。ここをこのようにしてくれないと同意できないとか。そういう交換条件は、いわゆる県知事に意見具申できないのかということをおうておるんですわ。

町長が、意見を具申するんでしょう。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

交換条件という、これをせなんだらできないとか、そういうことは難しいとは思いますが、それをいかにこの要望について聞き入れてもらうか。それは、県と、また関西電力と関係機関と協議をしていくことになると思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

このダムの質問の最後に、昭和59年の水利更新の翌年、旧日置川町と関西電力が締結をした協定書があります。これについては、今まで何回にもわたって質問してまいりましたが、町にこの原本がなく、不思議な協定であり、破棄をすべきではないかと思っておりますけども、どうでしょうか、町長。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

再三にわたりまして、議員からご指摘の協定書でございまして、関西電力と昭和60年2月25日に締結されたものであり、また、相手方もおられることございまして、破棄とな

ると難しいと思われます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

原本がないのは、この理由はどうしてですか。原本が町に保管してない。これはどういうことですか。なぜ、ないのですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

それについては、30年前にされたということでございまして、その辺は元の担当にしても、いろいろ探してみましたが、なかなか場所も変わりしておりまして、今のところ見つかってないというのが現状でございまして。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

見つかってないからなんですけど、原本がないというようなこんな協定書を、議員に指摘されるまでわからなんだというような、これ自体がおかしい。やっぱりこの協定書というのは、やっぱり相手と町とが結んだ協定書やから、きのう、協定書について、古久保議員も質問しておりましたけれども、協定書は今でも生きているんや。井瀬町長、前町長は、この協定書の有効期限が、私がずっとダムはある限り続くんやと説明しても、この水利権更新の期限まで有効やと、こういう答弁をされたのでね。ないんやもん、こんなもの。コピーしかない。それも、私が言うてから、探して、探して出てきた。町の顧問弁護士さんに、原本が実はないんですというて、過去も将来にもわたって、将来は永久に続くわけや、ダムは。その協定が、生きとるんやから。その辺、弁護士さんに、中身について、それこそ労基法やないけど、精査するべきやないんですか。

ちょっと町長、ご答弁、お願いします。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

この関電さんとの協定書は、昭和60年2月25日に締結されたものであるということで、原本が見当たらないということで、これは過去の町政にとっては大変な傷手といいますか、そういう問題だと思います。課題であったと思います。

ただ、相手方もいらっしゃいますので、この協定書を今すぐ破棄するということは考えられないと思っております。弁護士さんの方には、当然、これからどういうふうに対応していくべきなのかということは相談できますので、一度、私の方から考え方を聞きまして、どういうふうな方向づけにするのか。ちょっと町としては、今現在、結論は出せませんが、検討をしてみたいというふうに思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

以上をもちまして、このダムについての質問は終わります。

次、行きます。

○議 長

では、3番目の殿山ダムについての質問は終わりました。

4点目の公共施設についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

最後に、漁業の公共施設についての質問をいたします。

昨年7月、フィッシャーマンズワープ白浜が完成をし、まもなく1年を迎えようとしております。完成後に施設の一部が増築されておりますが、建築確認の申請が行われていないと聞いておりますが、事実でありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

ご質問の完成後に、施設の一部が増築されていることについて、説明をいたします。

当初は日よけのために、木で柱と天井で枠をつくった状態で、天井にすだれかシートを設置して、取り外しのできる状態でありました。この場合、建築物とみなされないとのことでありましたので、このため建築確認は必要ないとしていたところ です。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、建築確認はしておらないが、する必要がなかったと、建築当初は。

建設後1年近く経ちますけども、増築部分、今、私が質問している、1階部分で何カ所あるのか。2階部分で何カ所。それで、合計面積はわかりますか。

わかる範囲でよろしいです。1階で何カ所、2階で何カ所。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

当初、柱と天井で枠組みをしておったのですけども、その場合は建築確認に当たらないということだったのですけども、下で2カ所、上で1カ所です。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

町が西牟婁振興局に、増築部分についての問い合わせをしてくれたとのことですが、増築部分について確認申請が必要な建物、いわゆる下の2カ所、上の1カ所です。建物であるのか。あるいは確認申請が不必要な建物であるのか。県の見解はいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

県の見解は、すだれだけで常時設置し、容易に取り外すことができない構造であるならば、建築物となり申請が必要であるとのことであります。

当初は、2カ所とも上下ともに、取り外すことのできる状態でありましたが、天井が固定されている現在状態であり、それについては、建築物である可能性があることがわかりました。

この状態につきまして、県の指導を受け対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長

時間延長をします。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

白浜町が、漁業振興施設の増築部分に確認申請をしていない。これを知ったのは、いつの時点ですか。確認申請をしていない。確認申請をせんと、最初はすだれというのか、それが屋根を葺いておるんでしょ、今。この確認申請が必要やったら、していないのを知ったのはいつの時点ですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

最近のことで、議員さんご指摘されてからわかったことでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、四、五日前ということやね。

四、五日前に確認申請は必要やと、屋根、ちょっと薄いスレートみたいなのをしていますわな。あれは、したら確認申請が必要やとわかったのは、県の見解を聞いてですよ。四、五日前って、私、農林さんの方に行かせていただいたのは先週やったと思うんですけども、四、五日前に気がついたと、そういう理解をしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

そのとおりでございます。

それから、議員さんの指摘を受けてから県の方へ問い合わせをして、固着するものであるということであれば、建築物であるということの話は聞きましたので、町としても、県の指導を受けて対応してまいりたいと考えているところです。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

きのう、南議員がこの施設について質問されたと思うんですけども、その中で、牟婁の湯側の増築部分について、あの出している部分だと思えますけども、増築部分というのは1階の部分ですよ。町の予算で措置をしたと答弁されたと思えますけれども、町が建ったという

こと。私が先週の金曜日やったと思いますけど、農林さんの方に問い合わせをしたときは、管理先が建てたと、管理先の金で建てたと、こういう説明があったんですけども、建てた人間が反対になってしまったわけや、これは。これは、一体、きのうの議会の答弁が正しいのか、私に説明したのが正しいのか、どっちか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

今のご指摘の件ですけども、この前、丸本議員に話をしたのは、ちょっと間違いでございました。南議員さんにお話しした1階部分については、町が作成したものでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

間違いはだれにもあることなんですけども。

1階部分、町が建て増しをしたと。それはそれでわかりました。いつ建ったんですか。

○議 長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番 外（農林水産課副課長）

当初、建てたのが、平成25年9月ごろだったと思います。その時分にできあがっていません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

何月か。

○議 長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番 外（農林水産課副課長）

平成25年9月ごろになります。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

わかりました。

町で建てたのでしたら、いつの議会に予算というのを計上されたのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議 長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番 外（農林水産課副課長）

予算につきましては、平成25年3月にいろいろな補正でお願いしたと思います。建物の基礎工事とか湯崎漁港整備事業に関する、駐車場の進入路、これの振りかえとか、その中の予算を使用しております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14番

3月に、当初予算の中に入れておったということやな。

○議長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番外（農林水産課副課長）

補正予算の方であります。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

3月の方の。

○議長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番外（農林水産課副課長）

はい。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

また後から、ちょっと教えてください。その部分について。

ちょっと待ってよ。

○議長

残り時間5分です。

14番 丸本君（登壇）

○14番

2階の部分の増築について、お聞きしたいと思っておりますけども、あの建物は相手先さんが、管理先さんが建てたものか、町が建てたものか、その辺はどうですか。

○議長

番外 農林水産課副課長 清水君

○番外（農林水産課副課長）

2階の屋上部分ですか。

屋上部分につきましては、指定管理者が建てたものでございます。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

あれも、建築確認が必要だという説明があったんですけども、担当の部局の職員さんから。

建築確認がされていないということで聞いておりますけども、間違いございませんか。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

あちらにつきましても、今現在、屋根が施工されておりますので、それも建築確認が要っ

てくるものだと思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

建築確認を申請されていないということですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

そちらについても、申請はされておられません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

建築されていないのが1階で2カ所、2階で1カ所、計3カ所あるということやな。

そしたら、この漁業施設に建築確認申請していない無許可の建物が3つあるということやな。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

3カ所。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そうですね。

申請確認が行われていない中で、建ぺい率、容積率についてはクリアできているのですか。

下に1カ所やと思っていたら2カ所あると、さっき答弁されたでしょう。

それに、建ぺい率のクリア、建て増しして、こっちも建て増したんでしょう。

建ぺい率と容積率、上に2階に載せてあるのやから、容積率が変わってくるでしょう。これはクリアできておるのですかと言っているんです。クリアができていなかったら、オーバーした可能性がないのかと。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

今のご質問、ちょっと精査をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長

あと1分です。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この建坪率とか、容積率とか、先ほど来、予算の関係、ことしの3月の補正で上がっていたと言うけど、私はそこまで細かくちょっと勉強不足でありますので、調べていただきたい

と思います。

ひとつよろしく願いしておきます。

以上をもちまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

公共施設についてが終わりました。

以上をもって、丸本君の一般質問が終わりました。

本日はこれをもって散会したいと思います。

次回は、6月13日金曜日、午前9時30分に開催したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は、6月13日金曜日、午前9時30分に開会いたします。

開会時間にお間違えのないようよろしくお願いします。

大変ご苦勞さまでした。

議長 岡谷 裕計は、16時59分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成26年6月11日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員